毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

| ○ 告 示○長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 | 所管課(室)名 文化振興・世界遺産課 |
|--|-------------------------------|
| 支援医療機関の指定 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 | 障害福祉課 |
| 支援医療機関の更新 (3件) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立 支援医療機関の変更 | " |
| ・公有水面埋立ての免許の出願 ・公有水面埋立ての免許 | 漁港漁場課 |
| ○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正・種畜証明書の有効期間の延長・公有水面埋立ての竣功認可 | 農政課畜産課 |
| ○ 公告 ・土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定 ・土地改良区の役員の就退任 ・県営土地改良事業計画の決定 ・県営土地改良事業計画変更の決定(2件) ・測量の終了(6件) | 農村整備課 " " " 建設企画課 |
| ◎ 教育委員会規則○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 | 働きがい推進室 |
| ◎ 教育長公告・長崎県公立学校教員採用選考試験の実施 | 高 校 教 育 課 |
| ○ 公安委員会告示・運転免許取得者等教育の認定機関の変更の届出・運転免許取得者等検査の認定機関の変更の届出・指定講習機関の変更の届出 | 運転免許管理課 " " |
| | |

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱(平成23年長崎県告示第470号)の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年4月9日

長崎県告示第258号

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| | | 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | |
|------------|---|--|-------|---------------------|---|----|-----------------|----------------------|--|-------|-----|----|
| 表(第2条 | 関係) | <u> </u> | | | 別 | l表 | (第2条 | 関係) | | | | |
| 文化振興・ | 世界遺産課 | 関係 | | | | 文化 | と振興・ | 世界遺産課 | 関係 | | | |
| 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 | | | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補 | 耳 |
| の名称 | 目的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 | | | の名称 | 目的 | 対象経費等 | 又は額 | 対 | 象者 |
| 1及び2 | 略 | | | | | 1 | 及び2 | 略 | | | | |
| 産調査 等事業 | 地大タン遺構にの事援とり管理の産で等支こよ存権 | 略 | | | | 3 | 構成實事地 | の構成資 産につい | 略 | | | |
| ・活用 等整備 | 進する。 世界文化 遺産と天のリカー サンリー 選産成保を で活用を で活用を | 世資町は保備で掲 (1) 業 委助綱長22学係アに費内存る略保護の及規の建整経 全産係団が用る、の 整 県関交成告) 文表び定う造備費 (2) 業 教係付20示別化中1(8)る史の要 事 育補要年第表課1(8)る史の要 事 | (2) 略 | (2) 略 (2) 略 町 | | 4 | 世産・等事助 現存用備補 | の構成資 産の保存 及び活用 | 世資指財る体行等経次(1) 業 委助綱長22学係す財業経略 12 (2) 世別のでは、所存にあげ存 崎会等平県う芸のる保に費にあげ存 崎会等平県う芸のる保に費 12 (2) を 13 (2) を 14 (4) を 15 (2) を 16 (4) を 17 (4) を 18 (4) を 18 (4) を 19 | (1) 略 | (1) | |

| | | | | その周辺地域での清掃・除草、積渉害対策、石積みの修復事業に要する経費 | 場補象のの内町間へす合助経101(50)。だ1資た1円限合助経21、が団補る、対費分以上万(し構産)0をと、対費分以市民体助場補象のの内限円た、成あり万上す | | | | | | | | |
|---|-----|------------|--------------|------------------------------------|--|-----|----|-------------|--------------|-----------|-----------------------------|-----|---|
| L | | | | | <u>る。</u> | | | | | | | | 1 |
| | | 略 | | | | | 5 | 略 | | | | | |
| 隺 | 見光打 | 辰興課 | 関係 | | | | 観光 | 光振興課 | 関係 | | | | _ |
| | 衤 | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 | | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | - | 補助 | |
| L | 0 | の名称 | 目 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 | | の名称 | 目 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 | |
| | 1~ | 2 略 | | | | | 1 | ~2 略 | | | | | |
| | | | | 次に掲げる事業 | | 略 | 3 | | | 次に掲げる事業 | | 略 | |
| | | | | に要する経費 | <u>以内</u> | | | | | | <u>以内。た</u> | | |
| | | | | (1) 長崎県ユニ | | | | | | (1) 長崎県ユニ | | | |
| | | | 推進する | | | | | | 推進する | | | | |
| | | | 団体、福 | | | | | | 団体、福 | | | | |
| | | - 1 | 祉関連事 業者及び | ターの運営等 事業 | | | | | 祉関連事 業者及び | ターの運営等 事業 | | | |
| | | | | (2) 車椅子貸 | | | | | 業有及び観光関連 | (2) 車椅子貸 | <u>額を限度</u> レ ナ ス | | |
| | 1 | 田州亚 | 観儿関連事業者と | 出、入浴介助 | | | | 刑奶亚 | 転儿関連事業者と | 出、入浴介助 | <u>_ 7 00</u> | | |
| | | | 連携し、 | 等ネットワー | | | | | 連携し、 | 等ネットワー | | | |
| | | | 持続可能 | ク構築等事業 | | | | | 持続可能 | ク構築等事業 | | | |
| | | | な受入体 | | | | | | な受入体 | | | | |
| | | | | | | | 1 | 1 | | | | | |

 象とした 誘致拡大 を図る。

 4~5 略

 6 宿泊施 設イン
 宿泊事業 者が行う
 補助対象者が実 施するインター 内
 2分1以 原館ホ

制を構築

すること

で、高齢

者、障害

者等を対

 4~5
 略

 6
 宿泊施
 省エネや
 補助対象者が実
 予算の範
 県内宿

 設の緊
 省力化に
 施する次に掲げ
 囲内にお
 泊事業

制を構築

すること

で、高齢

者、障害

者等を対

象とした

誘致拡大

を図る。

| ターン | 外国人材 | <u>ンシップ受入に</u> | <u>テル生</u> |
|----------|-------------|----------------|------------|
| シップ | の活用に | かかる経費 | 活衛生 |
| 受入支 | 向けた取 | | 同業組 |
| 援事業 | 組を支援 | | 合 |
| 費補助 | <u>すること</u> | | |
| <u>金</u> | で、宿泊 | | |
| | 施設にお | | |
| | ける人手 | | |
| | 不足の解 | | |
| | 消を図 | | |
| | <u>る。</u> | | |
| | | | |
| | | | |
| l | | | 1 |

| | 整備支 | 設備投資等を支援することにより、 | (1) 省エネ設備 の導入等に要 する経費 (2) 省エネ・省 力化につなが るシステムの 導入に要する | <u>が別に定</u> <u>める基準</u> | 者 |
|---|-----|---|--|------------------------------|-----------------|
| 7 | | 物等をい宿の率サ品上たジツ活る育援高影け県施務化ビの図、タルで材をの大がでする。 | る取組に要する経費(1) 人材育成の取組に要する経費(2) IT機器やデジタルツーック の導入に要する る経費 ※ 室方 室方 室方 を支援事業 務委託受 がらの伴走支援 | <u>囲</u> 内において知事が別に定める基準による。 | <u>泊事業</u> 者 |
| 8 | 産性向 | を通じた | (1) 省力化を通 じた生産性向 上に資する設 備等の導入に 要する経費 | 囲内において知事が別に定める基準 | <u>泊事業</u> |

物産ブランド推進課関係

| | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
|---|-----|------|----------|--------------|-----|
| | の名称 | 目的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| 1 | 略 | | | | |
| 2 | 長崎県 | 大都市圏 | 補助対象者が実 | 2分の1 | 略 |
| | 県産品 | 等におけ | 施する次に掲げ | 以内。 <u>た</u> | |
| | 振興事 | る県産品 | る取組に要する | だし、予 | |

物産ブランド推進課関係

| | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
|---|-----|--------------|---|--|---|
| | の名称 | 目的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| 1 | 略 | | | | |
| 2 | 長崎県 | 大都市圏 | 補助対象者が実 | | 略 |
| | 県産品 | 等におけ | 施する次に掲げ | | |
| | 振興事 | る県産品 | る取組に要する | | |
| | 1 2 | の名称1略2長崎県県産品 | の名称 目 的 1 略 2 長崎県 大都市圏 県産品 等におけ | の名称 目 的 対象経費等 1 略 2 長崎県 大都市圏 補助対象者が実 県産品 等におけ 施する次に掲げ | の名称 目 的 対象経費等 又は額 1 略 2 長崎県 大都市圏 補助対象者が実 県産品 等におけ 施する次に掲げ |

| | 業補助金 | 路拡大を 促進し、 | (1) 物産展の開催に要する経費(2) 「e-ながさきどっとこ | <u>が定める</u> 額を限度 | | | 業補助金 | 路拡大を 促進し、 | (1) 物産展の開催に要する経費(2) 「e-ながさきどっとこ | | |
|-----|--------------|------------------------------------|---|------------------------|-----------------|---------------|----------------|---|--|----------------------|---------|
| 3 | | <u>酒の普及</u> <u>を促進す</u> ることに | 経費 (1) 長崎県産酒 の魅力向上に 要する経費 | <u>の2以</u> <u>内</u> | 長崎県酒造組合 | | | | | | |
| 国際 | 袋課関係 | | | | | 」 国際 | 際課関係 | | | | |
| | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | | 補助 | | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | | 補助 |
| 1 | の名称 | 目的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 | - | の名称 | 目的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| 1 2 | 団長国流事補人県交会費金 | 法県流事援とりのの図人国協業すに、国促る長際会をるに本際進。 | 施する次に掲げる事業に要する 経費のうち必要 と認めるもの (1) 国際理解講 座 (2) 海外移住関 連事業 | 予算の範囲内で知事が定める額 | 公益財 長際 協会 | | 略益法崎際協業助人県交会費金 | 法県流事援とりのの図人国協業すに、国促る長際会をるに本際進。崎交の支こよ県化を | 補助対象者が実施する次に掲げる事業のうちもの(1) 国際理解講座(2) 事業(3) 外業(4) 国援事業(4) 国援事業(4) 国援事業(5) (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 | 予算の範囲内で知事が定める額 | |
| 3 ~ | ~6 略 | | | | | J ├─ | ~ 6 略 | | [AH] [14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 - 14 | - Joseph - 1-1 | F. 12 - |
| | | | | | | $\frac{7}{2}$ | | ける原爆 | 補助対象者が実 施する原爆展の 開催に要する経 | 予算の範 囲内で知 事が定め | |

| 7 | 長崎県事選対 | 援、本観光 客誘 サ 関 政 機関との | 置する長崎県貿 易協会上海事務 所の運営に要す | 予算の範 囲内で知 事が定め る額 | 略 |
|----|------------|---------------------|-------------------------------|----------------------------|---------|
| 8 | 略 | 連等こりと交性る。 | | | |
| 9 | | 記令才曲 | LA Nagasaki-kai | 予算の範 | LA Na |
| | | の開催を | | 囲内で知 | gasaki- |
| | k a i 創 | | | 事が定め | kai |
| | 立35周 | ことによ | | る額 | |
| | 年記念 | $\frac{2 + 3}{9}$ | | | |
| | 式典開 | Nagasaki | | | |
| | 催補助 | -kaiの 活 | | | |
| | <u>金</u> | 性化およ | | | |
| | | び本県と | | | |
| | | の交流促 | | | |
| | | 進を図 | | | |
| | | <u>る。</u> | | | |
| 観光 | ·振興課》 | 及び国際観 | 光振興室共通 | | |
| | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
| | の名称 | 目的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| - | 略 | | | | |
| 1 | | | | | |
| | | 略 | | | |
| 2 | 長崎県 | 略 | | | |
| | 長崎県 国境離 | 略 | | | |
| | 長崎県 | 略 | | | |

進・<u>受</u> 入体制 整備事 業補助

| | <u>催支援</u> 事業補 助金 | を 支 援し、核兵器廃絶と世界恒久平和に向 | <u>費</u> | <u>る額</u> | <u>外県人</u> 会等 |
|---|-------------------------|-----------------------|----------|--------------|------------------|
| | | <u>けた情報</u> 発信を行 | | | |
| | | <u>5.</u> | | | |
| 8 | 長崎県 | 中国にお | 補助対象者が設 | 予算の範 | 略 |
| | 上海事 | いて、県 | 置する長崎県貿 | 囲内で知 | |
| | 務所運 | 内企業の | 易協会上海事務 | 事が <u>別に</u> | |
| | 営費補 | 活動支 | 所の運営に要す | 定める額 | |
| | 助金 | 援、本県 | る経費 | | |
| | | への観光 | | | |
| | | 客誘致対 | | | |
| | | 策、中国 | | | |
| | | 政府関係 | | | |
| | | 機関との | | | |
| | | 連絡調整 | | | |
| | | 等を行う | | | |
| | | ことによ | | | |
| | | り、本県 | | | |
| | | と中国の | | | |
| | | 交流活 | | | |
| | | 性化を図 | | | |
| | | る。 | | | |
| 9 | 略 | | | | |

観光振興課及び国際観光振興室共通

| | | 補助金 | 交付の | | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
|---|---|-------------|-----|---|----------|-----|-----|
| | | の名称 | 目 | 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| | 1 | 略 | | | | | |
| : | 2 | 長崎県 | 略 | | | | |
| | | 国境離 | | | | | |
| | | 島地域 | | | | | |
| | | しま旅 | | | | | |
| | | 滞在促 | | | | | |
| | | 進・ <u>グ</u> | | | | | |
| | | レード | | | | | |
| | | アップ | | | | | |
| | | 事業補 | | | | | |
| | | 助金 | | | | | |

長崎県告示第259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(薬局)として次のとおり指定した。 令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

| 指定医療機関の名称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|---------------|---------------|----------|
| なつめ薬局 | 長崎市葉山1丁目3番13号 | 令和6年2月1日 |
| ニック調剤薬局長崎労災前店 | 佐世保市瀬戸越3-2-22 | 令和6年4月1日 |

長崎県告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(病院又は診療所)として次のとおり指定を更新した。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

| 指定医療機関の名称 | 所 在 地 | 更新年月日 |
|----------------|---------------------------------|----------|
| 長崎みなとメディカルセンター | 長崎市新地町 6-39 | 令和6年4月1日 |
| 松元リカバリークリニック | 長崎市勝山町10-1プライムM勝山ビル4F・ 5F・6F | 令和6年4月1日 |

長崎県告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(薬局)として次のとおり指定を更新した。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

| 指定医療機関の名称 | 所 在 地 | 更新年月日 |
|-------------|-------------------|----------|
| 八坂薬局 | 諫早市八坂町 5-2 | 令和6年4月1日 |
| 平山台薬局 | 長崎市平山台 1-1-13 | 令和6年4月1日 |
| 久山台薬局 | 諫早市久山台44-1 | 令和6年4月1日 |
| 井手薬局 京町店 | 佐世保市下京町 9-19 | 令和6年4月1日 |
| チトセ調剤薬局 | 長崎市千歳町2-7 | 令和6年4月1日 |
| 宇都薬局 | 諫早市宇都町180-1 | 令和6年4月1日 |
| いきいき調剤薬局 壱岐 | 壱岐市郷ノ浦町東触1356-1 | 令和6年4月1日 |
| そうごう薬局 壱岐店 | 壱岐市郷ノ浦町志原西触20-5 | 令和6年4月1日 |
| いきいき調剤薬局 瀬戸 | 壱岐市芦辺町箱崎大左右触490-9 | 令和6年4月1日 |

長崎県告示第262号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)を担当させる指定自立支援医療機関(指定訪問看護事業者等)として次のとおり指定を更新した。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

| 指定医療機関の名称 | 所 在 地 | 更新年月日 | |
|-------------------|----------------|----------|--|
| 訪問看護ステーションすみ香 | 長崎市エミネント葉山町2-5 | 令和6年4月1日 | |
| ファミーユ訪問看護ステーション | 諫早市土師野尾町1833-1 | 令和6年4月1日 | |
| 訪問看護 ホームナース | 佐世保市相生町2-26 2階 | 令和6年4月1日 | |
| 訪問看護ステーション こころ佐世保 | 佐世保市黒髪町3番28号 | 令和6年4月1日 | |

長崎県告示第263号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関(精神通院医療)から同法第64条の規定により、次のとおり名称等の変更の届出があった。

長崎県知事 大石 賢吾

令和6年4月9日

| | 指定医療機関の名称 | 所 在 地 | 変更年月日 | | |
|----|--------------------|-----------------------|-----------------|--|--|
| 新 | 変更なし | 島原市広馬場町375-3 古川ビル2階 | A50.0 F 4 F 1 F | | |
| IB | 株式会社 訪問看護ステーションこころ | 島原市湊新地町429番地 溝田ハイツ101 | 令和6年4月1日 | | |

長崎県告示第264号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願があった。 なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

- (1) 出願の年月日 令和6年2月28日
- (2) 埋立ての出願をした者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 大石 腎吾

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立ての区域

ア 位置 長崎県平戸市野子町字野居松844番9、844番8、844番10の地先公有水面

イ 区域 省略(縦覧図書のとおり)

ウ 面積 860.79平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 長崎県平戸市野子町字野居松844番9、844番8、844番10の地内及び地先公有水面

イ 区域 省略(縦覧図書のとおり)

ウ 面積 9,915.04平方メートル

- (5) 埋立地の用途 漁港施設用地
- 2 縦覧の場所及び期間
 - (1) 縦覧の場所

長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県水産部漁港漁場課

長崎県平戸市田平町山内免808番地 長崎県県北振興局田平土木維持管理事務所

長崎県平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第265号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号) 第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。 令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和6年3月29日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名

名 称 長崎県

所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

- 3 埋立ての区域
 - (1) 位置区域1

長崎県平戸市度島町字度島浦2496番7、2496番5、2496番5に隣接する水路、2482番13に至る地 先公有水面

報

- (2) 区 域 省略(出願時縦覧図書のとおり)
- (3) 面 積 113.47平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置 長崎県平戸市度島町字度島浦2496番8、2496番4、2496番7、2496番5、2496番3、2496番2、2496番2に隣接する白地、2496番5に隣接する水路、2482番13、2485番4、2485番3、2485番5、2482番2、2482番15、2482番16、2482番17に至る地内及び地先公有水面
 - (2) 区 域 省略(出願時縦覧図書のとおり)
 - (3) 面 積 6,478.17平方メートル
- 5 埋立地の用途 漁港施設用地

長崎県告示第266号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第460号の12)の一部を次のように改正し、令和6年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| | 改正後 | | | | | | | 改正前 | | | | | |
|---|-----|------|------------|----------|-------|------|---|-----|------|-----|----------|-----|-----|
| 別 | 表 | (第2条 | 関係) | | | | 別 | 表 | (第2条 | 関係) | | | |
| | 1 | 農政課 | 関係 | | | | | 1 | 農政課 | 関係 | | | |
| | | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 | | | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
| | | の名称 | 目 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 | | | の名称 | 目 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| | 1 ~ | ~5 略 | | | | | | 1 ′ | ~5 略 | | | | |
| | 6 | 長崎県 | 産地パ | 共同利用施設整 | 予算の範 | 農業者、 | | | | | | | |
| | | 産地生 | <u>ワーア</u> | 備、農業機械 | 囲内で知 | 農業者が | | | | | | | |
| | | 産基盤 | <u>ップ計</u> | のリース、生産 | 事が別に | 組織する | | | | | | | |
| | | パワー | 画に基 | 資材の導入、農 | 定める基 | 団体、民 | | | | | | | |
| | | アップ | づき実 | 業機械の現地実 | 準 に よ | 間事業 | | | | | | | |

| | 成金 | 産地位、生盤及市得け組合支える。 | 強化、継承のための施設等の再整備、改修等、 土づくり及びサプライチェーン 構築のための実 証ほの設置等に要する経費 | <u>3.</u> | 者、市町 村、公社 等 |
|-----|-------------|---------------------|--|-------------|-------------------|
| 2 | 農業イ | ノベーシ | ョン推進室関係 | | |
| | · · | | 補助事業の内容、 | | 補助 |
| | | 目 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| | ~ 7 略 | 1 | | Г | |
| 8 | | | グリーン農産物 | | |
| | | | の消費拡大PR | だし、別 | |
| | | | や販路拡大等に | に定める | 農業者及 |
| | 活動費 | | 要する経費 | 補助金額 | び県みど |
| | 補助金 | グリー | | の上限の | り認定農 |
| | | ン農産 | | <u>範囲内と</u> | 業者が組 |
| | | 物の消 | | <u>する。)</u> | 織する団 |
| | | 費拡大 | | | <u>体</u> |
| | | PRや販 | | | |
| | | 路拡大 | | | |
| | | 等によった | | | |
| | | り、本 | | | |
| | | 県にお | | | |
| | | <u>けるみ</u> どりの | | | |
| | | <u> </u> | | | |
| | | ステム | | | |
| | | 戦略の | | | |
| | | 推進を | | | |
| | | 図る。 | | | |
| 3 | 農山村 | 振興課関 | 係 | | |
| _ | 1 | 交付の | | 補助率 | 補助 |
| | の名称 | | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| 1 - | ~5 略 | | ////////////////////////////////////// | 2.5.HX | 7.4.27. 11 |
| 6 | 長崎県 | 1 | 次に掲げる事業 | 略 | |
| J | 農業委 | | | mD. | |
| | | 増進及 | | | |
| | | び農業 | 交付金事業 | | |
| | 1.4 -1/2 .1 | 経営の | | | |
| | | 合理化 | | | |
| | | ・農業 | | | |
| | | の健全 | | | |
| | | な発展 | | | |
| | | に寄与 | 費 | | |
| | | L-7 | 上 曲 州 調 | | |

ウ農地調

査・資料整

する。

2 農業イノベーション推進室関係

| | 補助金 | 交付 | 寸の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
|---|------|----|----|----------|-----|-----|
| | の名称 | 目 | 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| 1 | ~7 略 | | | | | |

3 農山村振興課関係

| | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
|---|------|-----|-----------|-----|-----|
| | の名称 | 目 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| 1 | ~5 略 | | | | |
| 6 | 長崎県 | 農業生 | 次に掲げる事業 | 略 | |
| | 農業委 | 産力の | に要する経費 | | |
| | 員会交 | 増進及 | (1) 農業委員会 | | |
| | 付金等 | び農業 | 交付金事業 | | |
| | | 経営の | ア農業委員 | | |
| | | 合理化 | 及び農地利 | | |
| | | ・農業 | 用最適化推 | | |
| | | の健全 | 進委員手当 | | |
| | | な発展 | イ 職員設置 | | |
| | | に寄与 | 費 | | |
| | | する。 | ウ農地調 | | |
| | | | 査・資料整 | | |

| (備費 (2) 農業委員会 ネットアーク 機構補助金 事業 ア 農地法 (昭和27年 法律第229 号) 都道 第月員 ワーク機構のときれた業多とに要す市でいるといるでは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 | (2) 農業委員会 ネット 機業 アワーカ金 事業 農地 部業 アリーカー 機業 アリーカー 機業 アリーカー 大き |
|--|--|
| 11 略 5 農業経営課関係 補助金 交付の 補助事業の内容、補助率 補 助 の名称 目 的 対象経費等 又は額 対象者 1~11 略 | 12 略 5 農業経営課関係 補助金 交付の の名称 目 的 対象経費等 又は額 対象者 1~11 略 12 農業法 企業の 人経営 農業参 株育成 入を促 性進事 進する 業費補 助金 に、農 業経営 企業参入及び農 予算の範 一般社団 法人長崎 事が定め 県農業会 素養者 ととも な、農 業経営 |

| 12~17 略 18 未来に 集落営 | 大きな 大に掲げる事業 大に掲げる事業 大に掲げる事業 大に掲げる事業 大に掲げる事業 大きな 大きな |
|--|---|
| <u>19~23</u> 略 | <u>20</u> ~ <u>24</u> 略 |
| | 25 長崎県 個人経 農業経営者サ 定額(1 農業法人 営高度 法人化 農業経営・就農 化支援 上た経 サポート推進事 営体を 業による経営診 横歩を受けて設立 し、かつ雇用環 境の改善に取り 組んだ農業法人 化を促 進し、 農業経 営の発 展を図 る。 と 大経費 |
| 24 ドロー ン防除 ンの活 施体制のDX化 に向けた取組に 要する経費 上 近 の 労力 育成支 軽減や 援事業 費補助 金 生産性 費補助 の上等 を実現 するた め、ドローン | |

| 6 | | 組につ いて支 援を行 う。 芸課関係 | 1 | | | 6 | | 芸課関係 | T . | | |
|----|-------------------|---------------------------------------|---|-----|-----|-----|--|---------------------------------|--|-----------------|----------------|
| | | 交付の | 補助事業の内容、 対象経費等 | 1 | 補助 | | 補助金の名称 | | 補助事業の内容、 対象経費等 | | 補助対象者 |
| 1. | の名称 ~10 略 | 目的 | | 又は額 | 対象者 | 1 1 | の名称 ~10 略 | | | 又は額 | 対象者 |
| | ながさ き産地 基盤整 | 「レ園1000成」現け候にしいづののス強をジ芸億計のに、変対た産くたハのや | (1) <u>産地基盤整</u> <u>備事業</u> ア〜ウ 略 <u>エ 高温防止</u> <u>フィルム導</u> 入の取組 <u>オ 反射資材</u> | 略 | | - | のおき 基備 靭業 助のおき 基備 靭業 助のおき 基備 靭業 助のおき 基備 靭 業 動のおき という おき という おき はい という という はい という という という という という という という という という とい | 園芸品 目の生 産基盤 の整備 による | <u>産地基盤整備・</u> 強靭化事業 (1) <u>産地基盤整備に</u> <u>産地基盤整備に必要を必要を必要を必要である。 工工を対象をののでは、 工工を対象を変更を表する。 工工を対象をできる。 工工を対象をできる。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、</u> | 略 | |
| 12 | ~14 略 | | | | | J | ~14 略 | 1 | U | - hele - hele | atta XIII. ate |
| | | | | | | | 長崎県生盤パア事成金 | ワップにきす地益上で基との性お生盤 | のリース、生産 資材の導入、農 業機械の現地実 証、計画策定支 援、生産基盤の 強化、継承のた めの施設等の再 | 囲内で知事が別に定める基準によ | 農業者が |

| 15 略 | 取組を 総合的 下支援 する。 大に掲げる事業 き水田 大田農業産 1の(1) 農業協合 大田農業産 1の(2)及 1の(2)及 |
|--|--|
| <u>16~20</u> 略 | <u>18~22</u> 略 |
| 21 ながさ 「デー タ駆動 「デー タ駆動 に要する経費 に要する経費 以内 1 データ駆動 型技術導入支 選事業 (1) 施設データ駆動型技 術導入に必要な経費 (2) 露地データ駆動型技 隔・自動化に 要な経費 (2) 虚隔・自動化に よる労 2 遠隔・自動 | 23 ながさ 「デー 次に掲げる事業 3分の1 市町 以内 き農業 夕駆動 に要する経費 1 データ駆動 型技術導入支 援事業 (1) 施設データ駆動型技 術導入に必 要な経費 (2) 露地データ駆動型技 隔・自動化に よる労 2 遠隔・自動 23 ながさ 「デー 次に掲げる事業 3分の1 以内 |

| 22~24 | の等ジ化き革めと多人定活き適か業現るをす削、タと方をるで様材着躍、でるのを産支る減デル働改進こ、なが・で快儲農実図地援。 | (1) 園芸遠 隔・自動化 技術導入に 必要な経費 (2) 水田遠 隔・自動化 技術導入に 必要な経費 | | |
|---------------------------------|--|--|--|------|
| 22~24 瞬 25 新・野 | | 次に掲げる事業 | | 農業者が |
| <u>菜産地</u> 力アッ プチャ レンジ | 課題に 対し、 輸出、 スマー ト技術 | に要する経費 1 輸出マン型 上イン成 輸出マイン の育輸 (1) 単数 上ケ型 型 成 上 上 型 成 上 上 | ア、イ及 びオ 定の(1)の 1の及り内 2の(1)の ア及のの | 組織する |

| 働時間 | 化技術導入支 | 3分の1 | <u>市町</u> |
|---------|---------|------|-----------|
| の削減 | 援事業 | 以内 | |
| 等、デ | (1) 園芸遠 | | |
| ジタル | 隔・自動化 | | |
| 化と働 | 技術導入に | | |
| き方改 | 必要な経費 | | |
| 革を進 | (2) 水田遠 | | |
| めるこ | 隔・自動化 | | |
| とで、 | 技術導入に | | |
| 多様な | 必要な経費 | | |
| 人材が | | | |
| 定着・ | | | |
| 活躍で | | | |
| き、快 | | | |
| 適で儲 | | | |
| かる農 | | | |
| 業の実 | | | |
| 現を図 | | | |
| る産地 | | | |
| を支援 | | | |
| する。 | | | |
| 24~26 略 | | | |

 $\underline{24} \sim \underline{26}$

| 26 | 長崎県 | 病害の | ア 合及 術及習(a) 実係機消導費借 実係機入を上技証る材経の成進技証能 術に資等品経び料術に資導費 | 2の(1)の <u>イの(b)</u> <u>2分の</u> 1以内 2の(2)の <u>ア及びイ</u> の(a) <u>定額</u> <u>2の(2)の</u> <u>イの(b)</u> <u>2分の</u> | <u>1及び2</u> |
|----|----------------|--------------------|--|--|-------------|
| 1 | 持畑産確急事補助生制緊援費金 | 抑びにた拡両種いの出席を生大立ばし供 | に要する経費 1 種ばれい しよの新産地 形成支援事業 (1) 種ばれい しよ産地の 形成 (2) 種ばれい | 10/10 以内 1の(2) 10aあ たり 20,000 | 市町等 |

| | | 化働の、なのにた等援畑、負軽減た要大け組支、産 | (3) 農業機械 等の導入 2 ばれいしょ 産地モデル育 成推進事業 (1) ば 産地モ デルの育成 (2) 農業機械 等の導入 3 種 ばれい しよ保管施設 | 1以内 2の(1) 10/10 以内 2の(2) 2分の 1以内 3 2分 の1以 | |
|------------|---------------------------------|-------------------------|---|---|--|
| 7 32 32 32 | oなぐ k田農 ළ産地 を援事 養費補 | 、 | 次に掲げる事業 に要する経費 (1) 水田省力・ 低コスト化技 術導入支援事 業 (2) 水田高収益 品目導入支援 | <u>定額</u> (<u>3</u>) <u>2 分</u> | 織、集落 営農法 人・集落 営農組 織、農作 業受託組 |
| | 長崎県 田地化 | <u>畑作物</u> の産地 | <u>畑作物の産地形</u> 成に必要な活動 | <u>定額</u> | <u>市町</u> 長崎県農 |

| 促進事 | 形成に | 及び畑地化に伴 | 業再生協 |
|-----|------------|---------|-------------|
| 業費補 | 取り組 | う費用の負担等 | 議会 |
| 助金 | む地域 | に要する経費 | <u>地域農業</u> |
| | を対象 | | 再生協議 |
| | に、関 | | <u>会</u> |
| | 係者間 | | |
| | <u>での調</u> | | |
| | 整や畑 | | |
| | 地化に | | |
| | 伴う費 | | |
| | 用の負 | | |
| | 担等に | | |
| | 要する | | |
| | 経費を | | |
| | 助成す | | |
| | <u>ること</u> | | |
| | <u>で、円</u> | | |
| | 滑な事 | | |
| | 業の実 | | |
| | 施を図 | | |
| | <u>る。</u> | | |

7 農産加工流通課関係

| 補助金 | 交值 | 寸の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補 | 助 |
|-----|----|----|----------|-----|----|----|
| の名称 | 目 | 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象 | 食者 |

7 農産加工流通課関係

| | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
|----|-------------|------------|----------|-----|------|
| | の名称 | 目 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| 1 | 長崎県 | 農業者 | 県農産物の魅力 | 定額 | 農業者と |
| | 「農」 | と商工 | を活かして、県 | | 商工業者 |
| | ビジネ | 業者と | 設定のテーマに | | で組織す |
| | スモデ | <u>のビジ</u> | 沿ったビジネス | | る連携体 |
| | ル構築 | <u>ネスモ</u> | モデル構築に対 | | |
| | 支援事 | デルを | する生産から販 | | |
| | 業費補 | 構築す | 売までの課題解 | | |
| | 助金 | <u>るため</u> | 決に必要な経費 | | |
| | | <u>、県産</u> | | | |
| | | 農産物 | | | |
| | | の魅力 | | | |
| | | <u>を活か</u> | | | |
| | | <u>した加</u> | | | |
| | | 子品や | | | |
| | | 調理メ | | | |
| | | ニュー | | | |
| | | の開発 | | | |
| | | 、販売 | | | |
| | | 展開な | | | |
| | | <u>どに支</u> | | | |
| | | 援する | | | |
| | | <u> </u> | | | |
| 2) | 及び <u>3</u> | 略 | | | |

1及び2 略

| | _ | | | | |
|---|------------|------------|---------|------|-------------|
| 3 | 「農」 | 農業者 | 県産農産物の魅 | 3分の2 | 農業者と |
| | ビジネ | と商工 | 力を活かした農 | 以内 | 商工業者 |
| | スモデ | 業者等 | ビジネスアイデ | | 等で組織 |
| | <u>ルブラ</u> | の連携 | アのブラッシュ | | <u>する連携</u> |
| | <u>ッシュ</u> | <u>体によ</u> | アップ(付加価 | | <u>体</u> |
| | アップ | <u>り創出</u> | 値をつける商品 | | |
| | 支援事 | <u>される</u> | 開発やメニュー | | |
| | | | | | I |

器等の

導入に

備する経費

| | 助金 | ネイをすめ携課決路等援。 | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|--|--|-----------------|-----------------|---|-----|--|----------------|---------------------|---------------|---------|
| | 大輪地ル等事補機産デ成援費金 | 農物輸お、の・ズ応生流系転通輸プチン築大輸地デ成のをす水等出い海規ニにし産通へ換じ出ラエをす規出のル等取支る産のにて外制一対た・体のをたサイー構る模産モ形へ組援。 | ズ等に対応した 生産・流通体系 の転換等に要す | 室額 | <u>林漁</u> の組 | <u>の農</u> 者 す 等 | | 0 | ng n | 3B <i>fr</i> c | | | |
| 8 | 畜産課 | | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補 | 助 | { | 8 | 畜産課 補助金 | 関係 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
| | 無助金 の名称 | 受利の目的 | | 補助率 又は額 | | 助 象者 | | | 無助金 の名称 | 受利の目的 | 補助事業の内容、 対象経費等 | 相助率 又は額 | 無 助 対象者 |
| 1 | ~23 略 | | | | | | | 1 ^ | ~23 略 | | | | |
| 24 | 畜産ワークスタイル改革事 | 援組織 の新規 設立に | 次に掲げる事業 に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) 生産性向上 につながる ICT機器を整 | (1)及び(2) 略 (<u>3</u>) <u>2分</u> <u>の1以</u> 内 | 略 | | | | 長畜一タ改業助帰アスル事補 | 援組織 の新規 | に要する経費 | (1)及び(2) 略 | 略 |

器等の

導入に

| 25 | 略 | よ制をた取支るのを取支る。 | | | | 25 | 略 | よ制をた取支るのをする。 | | | |
|------------|--------------------------|---------------|---|--|---|-----------|---|--|---|-------------------------------|------|
| | | | | | | <u>26</u> | チャンととは、生物では、生物では、生物では、生物では、生物では、生物では、生物では、生物で | 乳用雌生の皮皮成放育成託施等を活 | (2) 育成預託施 | 当たり 5 万 5,000 円 | 会、畜産 |
| <u> 26</u> | 略 | | | | | <u>27</u> | 略 | | | 13 | |
| | 高能力 雌牛採 卵支援 事業費 | な雌牛 | の活用により 質の高い牛群 整備を行うために 数にめたりがにからい。 力が一点を変します。 ががからい。 ががからい。 ががいるのでは、 がいるのでは、 がいるのでは、< | 1の(1)2分の1。1。2分の1。2001の(2)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3)1の(3) | 略 | 28 | 長高雌卵事補崎能牛支業助果力採援費金 | な雌牛 から受 精卵を 生産す | ゲノミック評価により高能力性生として保知らい精卵を生産ために必要な経費 | 以内。た だし、1 採卵当た り 3 万 | 略 |
| ⊥ 28∼ | -30 略 | | 四寸小正畑 | | | 29~ | <u>~31</u> 略 | | | | |
| 31 | 飼料価 格高騰 緊急対 | 配合飼料価格 | 次に掲げる事業 に要する経費 (1) 配合飼料に 対する支援 | 略 | | | 飼料価 格高騰 緊急対 | 配合飼料価格 | 次に掲げる事業 に要する経費 (1) 配合飼料に 対する支援 | 略 | |

| | 金 | 入生にる者金部単料者入のをし産のを。す産対生積の及体購の費一支、経安図る者す産立一び飼入購用部援畜営定る | 格安定制度の 年間契約数量 に対する生産 者積立金の一 部を支援 | | |
|-------------|-------------------|--|--|---|---|
| <u>32</u> ~ | ~ <u>34</u> 略 | | 1 | 1 | |
| 35 | <u>耕畜連</u> 携推進 | <u>とうも</u> ろこし 等の調 | 飼料用とうもろ こし等の調製機 械導入に要する 経費 | 耕畜連携 国産飼料 利用拡大 支養補助 の国域の4分 の1以内 | |
| 36 | なき生向援費金 | な酪農 | (1) 乳用雌牛の <u>ゲノミック評</u> <u>価推進事業</u> | (1) 1頭 当たり 1,000 円 (2) 2分 の1。 たし頭 た たり 月 たり たり たり たり たり たり たり たり たり たり たり たり たり | 長崎県酪同合産 スター協協 を る の を の を を を を を を を を を を を を を を を |
| 9 | 農村整備 | 備課関係 | <u> </u> | <u> </u> | <u> </u> |
| | | 交付の | 補助事業の内容、 対象経費等 | 補助率 又は額 | 補 助対象者 |

| 費補助 | 入する | 配合飼料価 | |
|-------------------------|-----|---------|--|
| 金 | 生産者 | 格安定制度 | |
| | に対す | (令和4年 | |
| | る生産 | 度)_の年間契 | |
| | 者積立 | 約数量に対す | |
| | 金の一 | る生産者積立 | |
| | 部及び | 金の一部を支 | |
| | 単体飼 | 援 | |
| | 料購入 | (2) 略 | |
| | 者の購 | | |
| | 入費用 | | |
| | の一部 | | |
| | を支援 | | |
| | し、畜 | | |
| | 産経営 | | |
| | の安定 | | |
| | を図る | | |
| | 0 | | |
| <u>33</u> ∼ <u>35</u> 略 | | | |

9 農村整備課関係

| 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、補助率 | 補 助の名称 | 目 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 | 1~11 略

| | 良施設 維持管 理適正 化事業 | 良管の意高図同の機設者理のを、設能 | 次に掲す土地定修 生の補業 (2) 防施・データの 施工・ボールである (2) 防施・デールである ・管・デールである ・管・ボールである ・管・ボールである ・管・ボールである ・変・ボーのである ・変・ボーのである ・変・ボーのである ・変・ボーのである ・変・ボーのである ・変・ボーのである ・変・ボーのである ・変・ボーのである ・変・ボーのである ・変・ボーのである ・変・ボーのでを ・変・ボーのでを ・変・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・でを ・変・で | <u>ーセン</u> <u>ト以内</u> | 略 | 12 | 良施設 維持管 理適正 | 良管の意高図と、触理管識揚るも同設者理のをとに施 | 次に(1) 等の持た造助一設正金入地緊事のする土がを度括出助ける地よ期修のに 地持事造て良に対備必合改金備緊出に対金となる的を資対 改管業成い区適象補要、良造補急す対 改管業成い区適象補要、良造補急す対 は といい の と の と の と の と の と の と の と の と の と | 30パーセ ント以内 | 略 |
|----|--------------------------|--------------------------------|--|--------------------------|---|----|-------------------|--------------------------|---|---------------|---|
| 13 | 略 | | | | | 13 | 略 | | <u> </u> | | |
| 14 | 基幹水 利施設 管理事 | で性い水設基利と管行公の基利及幹施一理う共高幹施び水設元を幹 | 次に1)良造幹、医を施の及国事成水農に委設うび営業さ利林よ託のち電土と、医を施、一にエ及減らが営業され、理備料とは、を設立が対するとは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では | <u>の6以</u> 内 | 略 | _ | | で公共 性の高 | 管理費のうち整備費及び電力料 | | 略 |

| FT. 7810 | m <i>村</i> | 支援金 | | | 1 | 7. 7810 | m& | | | |
|----------|--|---|--|---------|-----|---------|--|--|--|---|
| | | T | | | | | | | | 1 |
| - / | へ地の化に放の及効を、力るのの集加並耕棄再び利図競の攻農農積速び作地生有用り争あめ業 | 経費。ただに、る ただに係て、 市町以主はいかを 集合は市業と 場合の事事とを がかととを が費り がまれて と に で りの りが りの りが りい に し で りが りい に し で りが りい し に りい り りい し に りい し に り に り に り に り に り に り に り に り に り に | 1 (1) (2) パン内だ予範でが定額限る パセト内 パセト内 1ート。し算囲知別めをと。 65ーン以 70ーン以 00セ以た、の内事にる上す | 市 也 等 豊 | 15) | | へ地の化に放の及効を、力るのの集加並耕棄再び利図競の攻農農積速び作地生有用り争あめ業 | 定率助成に係る の以外体と実施を 場合の事業と を を を を を を を を を を を を を を を を を を を | (1) パセト内 (2) パセト内 アカーション パン内だ予範で 100 セ以た、の内事 | 支払交金 金実施 26年4 1日付 25農 2254号 林水産 命通紙 別 紙にす |

| 18~22 略 23及び24 略 11 林政課関係 補助金 交付の 補助事業の内容、補助率 補 助の名称 目 的 対象経費等 又は額 対象者 1~4 略 | かんがい施設 18~22 略 23 資産評 土地改良区が管 担する土地改良 手業団体 少多整備 事業補 評価を 財金 支援する。 100パー 土地改良 事業団体 ウ セント以 事業団体 内 連合会等 24及び25 略 11 林政課関係 補助金 交付の 補助事業の内容、補助率 対象経費等 スは額 対象者 1~4 略 |
|--|--|
| 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 大阪 | 5 ながさ 林業の 次に掲げる経費 次に掲げる経費 では、 大に要する経費 では、 対策事 業補助 業補助 業補助 業者の 大に要する。) (1) 市町 方 大に変が 大に変が |

| | | | <u>体</u> |
|----------------------|-----------|---------|----------|
| | (2) 林業担い手 | (2) 10分 | (2) 林業 |
| | 等の育成確保 | の10以 | ・木材 |
| | 事業 | 内 | 製造業 |
| | 補助事業者 | | 労働災 |
| | が実施する安 | | 害防止 |
| | 全巡回指導及 | | 協会長 |
| | び救助訓練活 | | 崎県支 |
| | 動に要する経 | | 部 |
| | 費 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| C - 17 m/z | | | |
| 6~17 略 12 森林整備室関係 | | | |

12 森林整備室関係

| | 補助金 | 交付の | | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補 | 助 | | |
|-------|-----|-----|---|----------|-----|----|----|--|--|
| | の名称 | 目 | 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象 | 食者 | | |
| 1~6 略 | | | | | | | | | |

13 農政課、農業イノベーション推進室、農山村振興課、 農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農 村整備課、林政課及び森林整備室関係

| | 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 | | | | | | |
|-----|---------|------------|----------|-----|-----|--|--|--|--|--|--|
| | の名称 | 目 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 | | | | | | |
| 1 - | 1~5 略 | | | | | | | | | | |
| 6 | 合板・ 合板・ | | 次に掲げる事業 | 略 | | | | | | | |
| | 製材生 | <u>製材・</u> | に要する経費。 | | | | | | | | |

| | (2) 林業担い手 | (2) 10分 | (2) |
|--------|-----------|---------|------------|
| | 等の育成確保 | の10以 | <u>ア</u> 林 |
| | 事業 | 内 | 業・ |
| | ア巡回指 | | 木材 |
| | 導・救助訓 | | 製造 |
| | 練活動事業 | | 業労 |
| | 補助事業 | | 働災 |
| | 者が実施す | | 害防 |
| | る安全巡回 | | 止協 |
| | 指導及び救 | | 会長 |
| | 助訓練活動 | | 崎支 |
| | に要する経 | | 部 |
| | 費 | | <u>1</u> _ |
| | イ 伐木練習 | | 般社 |
| | 機導入助成 | | 団法 |
| | 事業 | | 人長 |
| | 林業専業 | | 崎県 |
| | 作業員等の | | 林業 |
| | 安全技術向 | | 協会 |
| | 上研修を行 | | |
| | うために補 | | |
| | 助事業者が | | |
| | 伐木練習機 | | |
| | を導入する | | |
| | <u>経費</u> | | |
| 6~17 略 | | | |

О 1, РД

12 森林整備室関係

| 補助金 | 交付の | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
|-----|-----|----------|-----|-----|
| の名称 | 目的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |

1~6 略

| | О М | 1 | | | |
|---|-----|------------|---------|-----------|-----------|
| 7 | 長崎県 | 新型コ | 事業主体が実施 | 予算の範 | <u>市町</u> |
| | 荒廃森 | ロナ感 | する鳥獣害防 | 囲内で知 | |
| | 林再生 | 染症の | 止施設等の整備 | 事が別に | |
| | 事業費 | 影響に | (防鹿ネット) | 定める基 | |
| | 補助金 | より、 | に要する労務費 | 準 に よ | |
| | | 木材流 | | <u>る。</u> | |
| | | 通量が | | | |
| | | 減少す | | | |
| | | <u>る中、</u> | | | |
| | | 林業事 | | | |
| | | 業体の | | | |
| | | 雇用の | | | |
| | | 維持を | | | |
| | | 目的と | | | |
| | | <u>する。</u> | | | |

13 農政課、農業イノベーション推進室、農山村振興課、 農業経営課、農産園芸課、農産加工流通課、畜産課、農 村整備課、林政課及び森林整備室関係

| 補助金 | 交付の | | 補助事業の内容、 | 補助率 | 補助 |
|-----|-----|---|----------|-----|-----|
| の名称 | 目 | 的 | 対象経費等 | 又は額 | 対象者 |
| | | | | | |

1~5 略

| 6 | 合板・ | 生産性 | 次に掲げる事業 | 略 | 製材生 | <u>向上等</u> | に要する経費 |

| | | 生成材 | ただし、補助対 | I | | ı | 产 州油 | 体質強 | l (1) | 問代生 | l II |
|-----|---------|-------------------|---|---|------|---|-------------|-------------------|-------|-------------------------|------|
| | | | 象経費の基準 | | | | 化対策 | | | 町区寺 林内路網の | |
| | | | は、知事が別に | | | | 事業補 | るため | 整 | | |
| | 助金 | | 定める。 | | | | 助金 | | | 高性能林業 | |
| | ->3 312 | 力を高 | | | | | -/1 112 | 工場等 | | 械等の導入 | |
| | | めるこ | 力・木材供給 | | | | | | | 木材加工流 | |
| | | とに加 | | | | | | 及び原 | | 施設等整備 | |
| | | えて、 | 等交付金事業 | | | | | 木を安 | | | |
| | | 豊富な | (合板製材事 | | | | | 定的に | | | |
| | | <u>資源量</u> | 業)_ | | | | | 供給す | | | |
| | | <u>を有す</u> | (1) 体質強 | | | | | <u>るため</u> | | | |
| | | る森林 | 化・花粉削 | | | | | の間伐 | | | |
| | | 資源を | 減計画の策 | | | | | 材の生 | | | |
| | | 活用し | 定 | | | | | 産、路畑井井 | | | |
| | | <u>、建築</u> | (2) <u>木材産業</u> | | | | | <u>網整備</u> 等を支 | | | |
| | | <u>用木材</u> 等の供 | <u>の輸出促</u> 進・体質強 | | | | | 接する | | | |
| | | 給力強 | 化対策 | | | | | | | | |
| | | 化を図 | | | | | | <u>•</u> | | | |
| | | ること | 産基盤整 | | | | | | | | |
| | | による | 備・低コス | | | | | | | | |
| | | 海外情 | <u></u> | | | | | | | | |
| | | 勢の影 | <u>対策</u> | | | | | | | | |
| | | 響を受 | (<u>4</u>) 燃油・資 | | | | | | | | |
| | | <u>けにく</u> | 材の森林由 | | | | | | | | |
| | | い需給 | 来資源への | | | | | | | | |
| | | 構造の | 転換対策 | | | | | | | | |
| | | 構築を図る取 | 2 花粉の少ない本林。の転 | | | | | | | | |
| | | 図る取 組を支 | <u>い森林への転</u> 換促進緊急総 | | | | | | | | |
| | | 援する | 合対策交付金 | | | | | | | | |
| | | <u>.</u> | 事業(花粉削 | | | | | | | | |
| | | _ | 減事業) | | | | | | | | |
| | | | (<u>1</u>) スギ材の | | | | | | | | |
| | | | 需要拡大対 | | | | | | | | |
| | | | <u>策</u> | | | | | | | | |
| | | | (2) スギ人工 | | | | | | | | |
| | | | 林の伐採・ | | | | | | | | |
| | | | 植替え等の | | | | | | | | |
| | | | <u>加速化</u> | | | | | | | | |
| | | | 3 <u>林業・木材</u> 産業国際競争 | | | | | | | | |
| | | | 力強化総合対 | | | | | | | | |
| | | | 策等地方公共 | | | | | | | | |
| | | | 団体事業(花 | | | | | | | | |
| | | | 粉の少ない苗 | | | | | | | | |
| | | | 木の生産拡 | | | | | | | | |
| | | | 大)_ | | | | | | | | |
| | | | (1) 花粉の少 | | | | | | | | |
| | | | ない苗木の | | | | | | | | |
| | LL NP | 11. 4. 5 | 生産拡大 | | | _ | 11 \024 | | | III . 70 | |
| 7 | | | 次に掲げる事業 | | | 7 | | | | 掲げる事業 | 略 |
| | | | に要する経費 | | | | 木材産 | | | する経費 | |
| | | | ただし、補助対 象経費の基準は | | | | 業成長 産業化 | <u>林業</u> 確立 | | 持続的林業 立対策 | |
| 1 1 | 注未16 | <u> </u> | <u> </u> | I | 11 1 | | 生未儿 | <u> </u> | 1性. | <u> </u> | |

| | 促進計 | 一ボント | 知恵が別に党み | 11 1 | 促進対 | 分坐 | 1 木 壮 敷 |
|--|-----|------------|----------------------|------|-----|-----------------|---------------------------|
| | | | 知事が別に定め | | | 対策 | 1 森林整 |
| | 策事業 | ユート | 3. | | 策事業 | <u>とし</u> | 備・林業等 |
| | 費補助 | ラルに | | | 費補助 | <u>て間</u> | 振興整備 |
| | 金 | 寄与す | 産業生産基盤 | | 金 | <u>伐材</u> | (1) 間伐材 |
| | | <u>る「グ</u> | 強化対策 | | | 生産 | <u>生産</u> |
| | | リーン | (1) 森林整 | | | <u>、資</u> | (2) 資源高 |
| | | 成長」 | 備・林業等 | | | <u>材を</u> | 度利用型 |
| | | の実現 | 振興整備補 | | | 高度 | 施業 |
| | | を図る | 助金 | | | 利用 | (3) 路網整 |
| | | べく、 | (2) 森林整 | | | する | 備・機能 |
| | | 川上か | 備・林業等 | | | ため | 強化 |
| | | ら川下 | 振興推進補 | | | の施 | (4) <u>高性能</u> |
| | | までの | 助金 | | | 業、 | 林業機械 |
| | | 総合的 | <u>ラニ</u> 2 再造林低コ | | | 路網 | 等の整備 |
| | | な取組 | スト化促進対 | | | 整備 | (5) コンテ |
| | | を支援 | 策 | | | 、高 | <u> </u> |
| | | する。 | (1) 森林整 | | | 性能 | 基盤施設 |
| | | 900 | | | | | |
| | | | 備・林業等 | | | 林業 | 等の整備 |
| | | | 振興整備補 | | | 機械 | 2 森林整 |
| | | | 助金 | | | <u>の導</u> | 備・林業等 |
| | | | | | | <u>入等</u> | 振興推進 |
| | | | | | | <u>を支</u> | (1) 森林整 |
| | | | | | | 援す | 備地域活 |
| | | | | | | <u>る。</u> | 動支援対 |
| | | | | | | 2 本 | <u>策</u> |
| | | | | | | 材産 | <u>(2)</u> マーケ |
| | | | | | | 業等 | <u>ティング</u> |
| | | | | | | <u>競争</u> | <u>力ある林</u> |
| | | | | | | <u>力強</u> | 業担い手 |
| | | | | | | <u>化対</u> | 等の育成 |
| | | | | | | 策と | (3) 林業経 |
| | | | | | | して | 営体育成 |
| | | | | | | 1と | 対策(林 |
| | | | | | | 連携 | 業機械 |
| | | | | | | した | リース支 |
| | | | | | | <u>木材</u> | 援)_ |
| | | | | | | 加工 | (4) 森林資 |
| | | | | | | 流通 | 源保全対 |
| | | | | | | 施設 | 策 |
| | | | | | | <u>、</u> 木 | Ⅱ 木材産業等 |
| | | | | | | 質バ | 競争力強化対 |
| | | | | | | <u>ラ</u> イオ | <u>競爭力張L為</u> <u>策</u> |
| | | | | | | | 1 森林整 |
| | | | | | | <u>マス</u> 利用 | 備・林業等 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | 促進 | 振興整備 |
| | | | | | | 施設 | (1) 木材加 |
| | | | | | | <u>等の</u> | 工流通施 |
| | | | | | | 整備 | 設等の整 |
| | | | | | | <u>を支</u> | 備 |
| | | | | | | <u>援す</u> | (2) 木質バ |
| | | | | | | <u>る。</u> | イオマス |
| | | | | | | | 利用促進 |
| | | | | | | | 施設整備 |
| | | | | | | | (3) 特用林 |
| | | | | | | | 産振興施 |
| | | | | | | | |

| | | | | | | | <u>設等の整</u> <u>備</u> | |
|----|-----|---|--|---|----|---|-------------------------|--|
| | | | | | | | (4) 木造公 | |
| | | | | | | | 共建築物 | |
| | | | | | | | 等の整備 | |
| 8 | 略 | 1 | | | 8 | 略 | | |
| 備者 | 考 略 | | | 偱 | 睛考 | 略 | | |

長崎県告示第267号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から、同法第4条第1項の規定による令和6年度定期種畜検査において、有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については、同法第6条第2項の規定により有効期間を6箇月以内に限り延長する旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により公示する。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第268号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可 した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和6年4月9日

堂崎港港湾管理者 長崎県 代表者 長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての竣功認可の年月日
 - 令和6年3月27日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

- 3 埋立区域
 - (1) 位置
 - 2 工区: 長崎県南島原市有家町大苑字濵11番17、19番7、20番10、20番13、20番17、20番26及び20番16に 隣接する地先公有水面
 - 3 工区:長崎県南島原市有家町大苑字濵20番15、20番21、20番19、20番18、20番27、20番17、20番13に隣接する地先公有水面及び大苑字高砂谷893番17に至る地先公有水面
 - (2) 区域

省略 (閲覧図書のとおり)

(3) 面積

2 工区: 28,953.20平方メートル 3 工区: 123,310.33平方メートル 計: 152,263.53平方メートル

4 埋立地の用途

2 工区

業務施設用地: 27,332.04平方メートル

道路用地:501.77平方メートル 水路用地:606.06平方メートル 護岸用地:513.33平方メートル

3工区

業務施設用地:107,539.45平方メートル

道路用地:13,292.79平方メートル 護岸用地:2,478.09平方メートル

5 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年4月28日

長崎県指令8港許第91号

6 閲覧場所

長崎県南島原市西有家町里坊96番2 南島原市役所

公 告

土地改良区の設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当とする旨の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定に基づき、下記の土地改良区設立に係る土地改良事業計画及び定款を適当と決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画及び定款については、同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区名 上有川土地改良区

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 上有川土地改良区設立に係る土地改良事業計画書の写し
- (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間

令和6年4月9日から令和6年4月29日まで

3 縦覧場所

新上五島町 農林課

土地改良区の役員の就退任 (公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、壱岐北部土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

| | 就 任 役 員 理 事 | | | | | 退 任 役 員 理 事 | | | |
|---|----------------|---|---|-------------------|---|----------------|---|---|-------------------|
| | 氏 | 名 | | 住 所 | | 氏 | 名 | | 住 所 |
| 白 | JII | 高 | 久 | 壱岐市勝本町立石仲触397番地 | 白 | Щ | 高 | 久 | 壱岐市勝本町立石仲触397番地 |
| 白 | JII | 政 | 俊 | 壱岐市勝本町立石仲触332番地 | 松 | 本 | 徳 | 博 | 壱岐市勝本町立石南触393番地 |
| 樫 | 尾 | | 光 | 壱岐市郷ノ浦町有安触163番地 | 久 | 保 | | 昭 | 壱岐市勝本町立石東触446番地 |
| 富 | 永 | 栄 | 次 | 壱岐市芦辺町住吉東触1013番地 | 澤 | 木 | 満 | 義 | 壱岐市郷ノ浦町長峰東触1015番地 |
| 殿 | Ш | 敏 | 幸 | 壱岐市芦辺町住吉前触692番地 | 殿 | Щ | 敏 | 幸 | 壱岐市芦辺町住吉前触692番地 |
| 植 | 村 | 千 | 秋 | 壱岐市芦辺町中野郷仲触911番地 | Щ | 内 | 幸 | 由 | 壱岐市芦辺町住吉東触507番地 |
| 松 | 尾 | 義 | 光 | 壱岐市勝本町大久保触1797番地4 | 植 | 村 | 千 | 秋 | 壱岐市芦辺町中野郷仲触911番地 |

| 倉 本 好 秀 | 壱岐市勝本町立石仲触686番地 | 山野井 繁 實 壱岐市芦辺町住吉東触169番地 | | |
|---------|-----------------|---------------------------|--|--|
| | 就 任 役 員 監 事 | 退 任 役 員 監 事 | | |
| 植山義孝 | 壱岐市勝本町立石東触730番地 | 倉 本 好 秀 壱岐市勝本町立石仲触686番地 | | |
| 高木和久 | 壱岐市勝本町立石仲触360番地 | 植 山 義 孝 壱岐市勝本町立石東触730番地 | | |
| | | 松 尾 義 光 壱岐市勝本町大久保触1797番地4 | | |

県営土地改良事業計画の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営農地中間管理機構関連農地整備事業上有川地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - 県営農地中間管理機構関連農地整備事業 上有川地区 土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
 - 令和6年4月9日から令和6年4月29日まで
- 3 縦覧場所

新上五島町 農林課

県営土地改良事業計画変更の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、新地地区県営農村地域防災減災事業計画 (ため池整備工)を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改 良事業計画変更書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

新地地区県営農村地域防災減災事業計画変更書 (ため池整備工)

2 縦覧期間

令和6年4月9日から令和6年4月29日まで

3 縦覧場所

平 日:西海市役所西海ブランド振興部農林緑推進課

土日祝日:西海市役所本庁宿直室

県営土地改良事業計画変更の決定(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき、川棚西部地区地方創生道整備推進交付金土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画変更書を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画変更については、同法第88条第6項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満 ての日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

1 縦覧に供すべき書類の名称

川棚西部地区 地方創生道整備推進交付金 土地改良事業計画書

(農道工)

2 縦覧期間

令和6年4月9日から令和6年4月29日まで

3 縦覧場所

平 日:川棚町役場 産業振興課

波佐見町役場 農林課

土日祝日:川棚町役場 庁務員室

波佐見町役場 警備員室

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省 九州地方整備局長崎河川国道事務所長から公共測量(基準点測量、水準測量)を次のとおり終了した旨の通知が あった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

| 地 | 域 | 終了日 |
|-------------|---|------------|
| 雲仙市小浜町、千々石町 | | 令和5年12月22日 |

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、大村市長から公共測量(基準点測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 腎吾

公共測量終了の地域及び終了日

| 地域 | 終了日 |
|--------------------------|-----------|
| 長崎県 大村市 植松三丁目、小路口町、坂口町地内 | 令和6年3月15日 |

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、川棚町長か

ら公共測量(空中写真撮影)を次のとおり終了した旨の通知があった。 令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

| | 地 | 域 | 終了日 |
|---------|---|---|-----------|
| 川棚町(全域) | | | 令和6年3月15日 |

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、岡南部土地改良区理事長から公共測量(確定測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

| | 地 | 域 | 終了日 |
|---------------|---|---|-----------|
| 雲仙市南串山町 岡南部地区 | | | 令和6年2月26日 |

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島振興局長から公共測量(基準点測量、用地測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

| | 地 | 域 | 終了日 |
|--------|---|---|-----------|
| 五島市岐宿町 | | | 令和6年3月19日 |

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、五島市長から公共測量(確定測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和6年4月9日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

| | 地 | 域 | 終了日 |
|-------------|---|---|-----------|
| 五島市久賀町 久賀地区 | | | 令和6年3月19日 |

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年4月9日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

長崎県教育委員会規則第6号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 教育職員免許状に関する規則(平成元年長崎県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

○教育職員免許状に関する規則

平成元年6月20日

長崎県教育委員会規則第6号

別表第2(第3条、第4条関係)

中学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法

| す | る専門的事項に関する科目の | 単位の修得 | 方法 |
|-------|---|-------|-------|
| 免許 | 教科に関する専門的事項に | 最低修行 | 导単位数 |
| 教科 | 関する科目 | 9以下 | 10以上 |
| 略 | | 3以上の教 | 全ての教科 |
| 理科 | 物理学 | 科に関する | に関する専 |
| | | 専門的事項 | 門的事項に |
| | | に関する科 | 関する科目 |
| | 化学 | 目について | についてそ |
| | | それぞれ1 | れぞれ1単 |
| | | 単位以上 | 位以上 |
| | 生物学 | | |
| | | | |
| | | | |
| | 地学 | | |
| | | | |
| | ₩Ⅲ兴安龄 / \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | |
| | 物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験 | | |
| mAr | 物学実験・地学実験 | | |
| 略 | 14W14-7 (4777 6 4) | | |
| 技術 | 材料加工(実習を含む。) | | |
| | 機械・電気(実習を含む。) | | |
| | | | |
| | 生物育成 | | |
| | 情報とコンピュータ | | |
| 家庭 | 家庭経営学(家族関係学及 | | |
| -,,,, | び家庭経済学を含む。) | | |
| | 被服学(被服実習を含む。) | | |
| | 食物学(栄養学及び食品学 | | |
| | を含む。) | | |
| | 住居学 | | |
| | 保育学 | | |
| 略 | | | |
| 備考 | 略 | | |
| | | | |

別表第3(第3条、第4条関係)

高等学校教諭の1種免許状に係る教科に関する専門的事

○教育職員免許状に関する規則

平成元年6月20日 長崎県教育委員会規則第6号

別表第2(第3条、第4条関係)

中学校教諭の1種免許状又は2種免許状に係る教科に関 する専門的事項に関する科目の単位の修得方法

改正前

| す | る専門的事項に関する科目の | 単位の修得 | 方法 |
|-------|----------------------|-------|-----------------|
| 免許 | 教科に関する専門的事項に | 最低修得 | 导単位数 |
| 教科 | 関する科目 | 9以下 | 10以上 |
| 略 | | 3以上の教 | 全ての教科 |
| 理科 | 物理学 | | に関する専 |
| | <u>物理学実験(コンピュータ</u> | | 門的事項に |
| | 活用を含む。) | | 関する科目 |
| | 化学 | 目について | についてそ |
| | 化学実験(コンピュータ活 | | れぞれ1単 |
| | 用を含む。) | 単位以上 | 位以上 |
| | 生物学 | | |
| | 生物学実験(コンピュータ | | |
| | 活用を含む。) 地学 | | |
| | 地字 地学実験(コンピュータ活 | | |
| | 用を含む。) | | |
| | <u> </u> | | |
| | | | |
| 略 | <u> </u> | | |
| 技術 | 木材加工 (製図を含む。) | | |
| | 金属加工 (製図を含む。) | | |
| | 機械 | | |
| | 電気 | | |
| | <u>栽培</u> | | |
| | 情報とコンピュータ | | |
| 家庭 | 家庭経営学(家族関係学及 | | |
| | び家庭経済学を含む。) | | |
| | 被服学 | | |
| | 食物学(栄養学及び食品学 | | |
| | を含む。) | | |
| | 住居学 | | |
| m for | 保育学 | | |
| 略 | t- | | |
| 備考 | 略 | | |
| 口中安 | 9 (空9久 空1久間反) | | |

別表第3(第3条、第4条関係)

高等学校教諭の1種免許状に係る教科に関する専門的事

| 項に関する | 科目の | 単位の | 修得方法 |
|-------|-----|-----|------|
| | | | |

| | に関する科目の単位の修符方 | | | 1_ |
|----|---|------------------------------|--|-----|
| 免許 | 教科に関する専門的事項に | 最低修行 | 导単位数 | |
| 教科 | 関する科目 | 9以下 | 10以上 | |
| 略 | | 3以上の教 | 全ての教科 | |
| 理科 | 物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験、化学実験、 生物学実験、地学実験」 | 専門的事項 に関する科 | に関する専 門的事項に 関する科目 についてそ れぞれ1単 位以上 | |
| 略 | | | | |
| 家庭 | 家庭経営学(家族関係学及 び家庭経済学を含む。) 被服学(被服実習を含む。) 食物学(栄養学及び食品学 を含む。) 住居学 保育学 | | | |
| 情報 | 情報社会 (職業に関する内容を含む。)・情報倫理コンピュータ・情報処理情報システム情報通信ネットワークマルチメディア表現・マルチメディア技術 | それぞれの る専門的事 科目につい 上 | 項に関する | , |
| 略 | | | | |
| | | I | | |
| 略 | | | 1 | 111 |

項に関する科目の単位の修得方法

| _ | 現に関する科目の単位の修行方法 | | | | |
|---|-----------------|------------------------------|-------|-------|--|
| | 免許 | 教科に関する専門的事項に | 最低修行 | 导単位数 | |
| | 教科 | 関する科目 | 9以下 | 10以上 | |
| | 略 | | 3以上の教 | 全ての教科 | |
| | 理科 | 物理学 | | に関する専 | |
| | | 化学 | 専門的事項 | 門的事項に | |
| | | 生物学 | に関する科 | 関する科目 | |
| | | 地学 | 目について | についてそ | |
| | | 「物理学実験 <u>(コンピュー</u> | それぞれ1 | れぞれ1単 | |
| | | 夕活用を含む。)、化学実験 | 単位以上 | 位以上 | |
| | | (コンピュータ活用を含 | | | |
| | | <u>む。)</u> 、生物学実験 <u>(コン</u> | | | |
| | | <u>ピュータ活用を含む。</u>)、地 | | | |
| | | 学実験 (コンピュータ活用 | | | |
| | | <u>を含む。)</u> 」 | | | |
| | 略 | | | | |
| | 家庭 | 家庭経営学(家族関係学及 | | | |
| | | び家庭経済学を含む。) | | | |
| | | 被服学 | | | |
| | | 食物学(栄養学及び食品学 | | | |
| | | を含む。) | | | |
| | | 住居学 <u>(製図を含む。)</u> | | | |
| | | 保育学 (家庭看護を含む。) | | | |
| | | 家庭電気・家庭機械・情報 | | | |
| | | 処理 | | | |
| | 情報 | 情報社会・情報倫理 | それぞれの | 教科に関す | |
| | | | る専門的事 | 項に関する | |
| | | コンピュータ・情報処理 | 科目につい | て1単位以 | |
| | | 情報システム | 上 | | |
| | | 情報通信ネットワーク | | | |
| | | マルチメディア表現・マル | | | |
| | | チメディア技術 | | | |
| | | 情報と職業 | | | |
| | 略 | | | | |
| | 略 | | | | |
| | 備考 | 略 | | | |
| - | - | | | | |

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する

教育長公告

長崎県公立学校教員採用選考試験の実施(公告)

教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第11条の規定により、令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験 を次のとおり実施する。

令和6年4月9日

長崎県教育委員会 教育長 前川 謙介

1 目 的

長崎県公立学校教員の採用にあたり、選考資料とするために実施する。

2 選考校種・職、教科・科目、採用予定者数

| 校種・職 | 採用予定者数 | |
|----------|--------|--|
| 小学校教諭 | 230 | 離島枠(4名程度)を含む |
| 中学校教諭 | 120 | 国語(20)、社会(10)、数学(10)、理科(15)、音楽(15)、美術(10)、保健体育(10)、技術(10)、家庭(10)、英語(10) |
| 高等学校教諭 | 116 | 国語(IO)、地理歴史[世界史(2)、日本史(5)、地理(I)]、公民(I)、数学(II)、理科[物理(3)、化学(7)、生物(4)、地学(I)]、保健体育(8)、芸術[音楽(3)、美術(2)]、英語(I4)、家庭(5)、情報(4)、農業(5)、工業[機械(6)、電気(6)、建築(4)、土木(2)、工業化学(I)]、商業(9)、看護(2) |
| 特別支援学校教諭 | 45 | 小学部(15)、中学部・高等部(30) |
| 養護教諭 | 20 | |
| 栄養教諭 | ı | |
| 計 | 532 | |

- (注) ① 他校種及び他教科・科目との重複出願は認めない。
 - ② 高等学校教諭(国語・英語)の採用予定者数には、国語又は英語に加え、中国語又は韓国語のいずれかを教えることができる者若干名を含む。
 - ③ 高等学校保健体育については、採用予定者数8名のうち、陸上競技(中・長距離)、柔道、カヌー、ホッケーを専門競技とする者の中から、1名は採用する(特定競技採用枠)。ただし、採用基準に達する者がいない場合は、採用しない。特定競技採用枠で志願する者は、電子申請に加えて、競技履歴書を出願期間内に郵送にて提出すること。競技実績を証明する大会の賞状の写し(A4版に縮小すること)又は競技団体が発行する成績証明書等がある場合には、競技履歴書に添付して提出すること。競技履歴書は、採用試験ホームページからダウンロードすること。
 - ④ 高等学校情報の採用については、長崎市教育委員会が実施する長崎市公立学校教員採用選考試験と合同で行う(併願可)。長崎市公立学校の採用については、長崎市公立学校教員採用選考試験実施要項を確認すること。また、第 | 次試験の際に、採用に関する希望調査を別途行う。
 - ⑤ 特別支援学校教諭志願者は、受験区分「特A」「特B」のうち、いずれかを選択して出願すること。また、志願する部(小学部又は中学部・高等部)を選択すること(「第 I 次試験」参照)。
 - ⑥ 採用にあたって、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用する。

3 選考区分・受験種別・出願資格

選考区分には、一般選考と障害者特別採用選考がある。さらに、受験種別として、特別採用選考A~H及び免除申請がある。選考区分については、出願時に一般選考又は障害者特別採用選考のいずれかIつを選ぶ。さらに、特別採用選考A~H及び免除申請を希望する場合は、受験種別について該当するものを選ぶ

一般選考については、【共通受験資格】を満たすことで出願できる。また、障害者特別採用選考及びその他の特別採用選考については、【共通受験資格】と【個別受験資格】の両方を満たすことで出願できる。 なお、受験資格を満たさないことが判明した場合は、受験資格及び採用を取り消す。

【共通受験資格】

- (1)昭和40年4月2日以降に生まれた者。
- (2) 志願する校種・職・教科の普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。(注)
- (3) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者。
- (注) ① 特別免許状又は臨時免許状の取得を前提として出願する場合を除く(別表 I・2参照)。 また、小学校・中学校教諭志願者のうち、社会人特別採用選考により受験する者については、 合格後2年以内(令和9年3月3|日まで)に必要な免許状を取得見込みの者も受験できる(「社 会人特別採用選考」参照)。
 - ② 高等学校教諭(国語・英語)の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、中国語又は韓国語の教諭普通免許状を有しない者も出願できる。
 - ③ 特別支援学校教諭については、志願する部に対応する校種・教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。
 - ※ 放送大学や免許法認定講習等で取得中の者は、免許取得の要件について、事前に県教育庁働きがい推進室(TEL:095-894-3331)に必ず確認すること。

<別表 | > 特別免許状の取得を前提に出願できる校種・教科

| 対象校種・教科 | 出願資格 |
|----------|--|
| 【中学校】 | 令和6年11月30日までに、次の(1)及び(2)の両方を満たす者。 |
| 家庭 | (Ⅰ)次の①~③のいずれかに該当する者。 |
| 英語 | ① 学校教育法第 条に規定する学校等における、教科に関する授業に携わった経験 |
| 【高等学校】 | が、1学期間以上ある者。 |
| 英語 | ② 教科に関する専門分野に関して、営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、 |
| 家庭 | NPO法人等)、外国にある教育施設等における勤務経験等が概ね3年以上ある者。 |
| 情報 | ③ 優れた知識経験等を有する者。 |
| 農業 | ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する |
| 工業 | 者。 |
| 商業 | ・修士号、博士号の学位を有する者(原則として専攻分野に相当する教科に関す |
| 看護 | る専門的知識経験等を備えていること)。 |
| 【特別支援学校】 | など |
| 自立活動 | (2)勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見 |
| 日工冶到 | を有することを確認できるI通の推薦状が提出できる者。 |

- (注)特別支援学校(自立活動)については、特別採用選考により受験する場合に限る(「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考」参照)。
- <別表2> 臨時免許状の取得を前提に出願できる校種・教科

| 対象校種・教科 | 出願資格 |
|----------------------|--|
| 【中学校・高等学校】 家庭 | 栄養教諭普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。 |
| 【中学校・高等学校】 英語 | 英語資格等保有者特別採用選考を、申請要件(3)又は(4)で出願する者(「英 語資格等保有者特別採用選考」参照)。 |
| 【高等学校】 | 養護教諭普通免許状及び看護師免許を有する者又は令和7年3月31日までに取得 |
| 看護 | 見込みの者。 |
| 【特別支援学校】 音楽・美術・技術 | 中学校(音楽・美術・技術)、高等学校(音楽・美術)のいずれかの普通免許状を 有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。ただし、大学推薦特別採 用選考により受験する場合に限る(「大学推薦特別採用選考」参照)。 |

- (注)① 中学校・高等学校(家庭・英語)、高等学校(看護)の合格者は臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から教諭(特別免許状による)として任用する。
 - ② 特別支援学校の合格者は臨時免許状による助教諭採用とし、普通免許状を取得するための3年間の猶予期間を設ける。

【個別受験資格】

| [四次文献 1] | | |
|-----------|--|--|
| 選考区分 | 申請要件等 | |
| 一般選考 | 【共通受験資格】の要件 | |
| | 【対象】すべての校種・職・教科 | |
| | 次の(1)~(5)のいずれかに該当し、教員としての職務遂行が可能な者。 | |
| | (1)身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者。 | |
| | (2)都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という)もしくは産業医による障害 | |
| | 者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書 | |
| | (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスに | |
| 障害者特別採用選考 | よる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る)の交付を受 | |
| | けている者。 | |
| | (3)都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者。 | |
| | (4)知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センタ | |
| | ー、精神保健指定医により知的障害者であると判定された者。 | |
| | (5)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手 | |
| | 帳の交付を受けている者。 | |

| | 受験種別 | 申請要件等 |
|----|--------|--|
| | Α | 【対象】小学校教諭 |
| | 離島教育 | 採用時を含めて通算して10年、原則同一離島市町に勤務できる者。 |
| | | (離島市町は、対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町を基本とする) |
| | В | 【対象】高等学校教諭(情報) |
| | 特定教科 | 次の(1)~(3)の全てを満たす者。 |
| | (情報) | (1)大学又は大学院(短期大学を除く)を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得し |
| | | ている者。 |
| | | (2) 平成 21 年度春期からの試験制度で、下記の試験のいずれかの合格者、あるいは、 |
| | | 下記のいずれかの資格に相当する研究により、修士又は博士号を取得している者(令和7年3月31日までに取得見込みでも可)。 |
| | | ①基本情報技術者 ②応用情報技術者 ③ITストラテジスト |
| | | ④システムアーキテクト ⑤プロジェクトマネージャ |
| | | ⑥ネットワークスペシャリスト ⑦データベーススペシャリスト |
| | | ⑧エンベデッドシステムスペシャリスト ⑨ I Tサービスマネージャ |
| | | ⑩システム監査技術者 ⑪情報処理安全確保支援士 |
| | | (3)民間企業、大学・研究機関等において、情報システムの研究、開発・保守・運用 |
| | | 等に従事し、出願時までに通算3年以上の勤務経験を有する者。 |
| | С | 【対象】すべての校種・職・教科(栄養教諭を <u>除く</u>) |
| | 社会人 | 次の(1)~(3)のいずれかに該当する者。 |
| | | (1) 民間企業等(国公立及び私立の小・中・高・特別支援学校を除く)において、平 |
| | | 成 29 年 4 月 日以降、令和 6 年 4 月 30 日までに通算 5 年以上の勤務経験を有する |
| 特 | | 者。 (2)青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等として、平成 31 年 4 月 1 日以降、 |
| 別 | | (2) 青午海が協力隊、ロボ社云青午ホランティア寺として、干成31年4月1日以降、 令和6年4月30日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験を有する者。 |
| 採 | | (3) 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、合わせてその施設を青少年 |
| 用用 | | の利用に供する目的で、国もしくは地方公共団体が設置した青少年教育施設(少年) |
| 選 | | 自然の家、青年の家等)において、指導業務の従事者として位置付けられ、平成 31 |
| 考 | | 年4月1日以降、令和6年4月30日までに通算3年以上の勤務経験を有する者。 |
| | D | 【対象】中学校・高等学校教諭(英語) |
| | 英語資格等 | CEFR B2 相当(別表 3 参照)の英語の語学力を有する者で、次の(I)~(4)のいず |
| | 保有者 | れかに該当する者。 |
| | | ()志願する校種の英語教諭普通免許状を有する者又は令和7年3月3 日までに取得 |
| | | 見込みの者。 |
| | | (2)民間企業等において、正規採用として、日常的に英語を使用した業務に従事した 勤務経験が平成3 年4月 日以降、令和6年4月30日までに3年以上ある者。 |
| | | 3)英語以外の教諭普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの |
| | | 者。 |
| | | |
| | | 目」や「生徒指導、教育相談等に関する科目」を5単位以上取得又は令和7年3月 |
| | | 31日までに取得見込みで、かつ英語の技能を活用して学校現場における2週間程度 |
| | | の英語教育インターンシップ(授業、特別活動などの実践経験)等を令和6年 2 |
| | | 月末までに終了している者。 |
| | E | 【対象】すべての校種・職・教科(栄養教諭を除く) |
| | 本県本務教員 | 次の(1)~(3)の全てを満たす者。 |
| | 退職者 | (1)本県公立学校の本務教員として採用され、受験校種と同一の教職経験を5年以上 |
| | | 有する者(休職、育休等の期間は除く)。 (2) 育児等(育児、介護等)や諸般の事情(家族の転勤等による転居、転職等)を理 |
| | | |
| | | ①平成26年4月 日以降に退職した者。 |
| | | ②平成 26 年 3 月 3 日以前に退職した者で、令和 3 年 4 月 日から令和 6 年 4 月 |
| | | 30 日までに本県公立学校の臨時的任用教員として勤務実績がある者。 |
| L | | (3)懲戒処分歴がない者。 |
| | • | • |

| | 1 | |
|---|--------|---|
| | F | 【対象】特別支援学校教諭 |
| | 理学療法士・ | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかの資格を有し、当該資格に基づく重症 |
| | 作業療法士・ | 心身障害児(者)の臨床経験が、平成 3 年 4 月 日以降、令和 6 年 4 月 30 日までに 3 年 |
| | 言語聴覚士 | 以上ある者。 |
| | 有資格者 | |
| | G | 【対象】高等学校教諭 |
| | スポーツ | 平成 29 年 4 月 日以降、令和 6 年 4 月 30 日までにおいて、国際レベルの大会(オリン) |
| | | |
| 特 | 指導者 | ピック大会、アジア大会等)に日本代表として出場した選手の指導者又は日本選手権大会 |
| 别 | | あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた選手の指導者。 |
| 採 | Н | 【対象】小学校教諭、中学校教諭(国語、理科、音楽、美術、技術、家庭、英語)、 |
| 用 | 大学推薦 | 高等学校教諭(国語、地理歴史、数学、英語、家庭、情報、工業、商業)、 |
| 選 | | 特別支援学校教諭 |
| 考 | | 長崎県公立学校教員を第一志望とする者のうち、教師として優れた実践力を発揮するこ |
| | | とができると学長又は研究科長又は学部長が推薦する者で、次の(1)~(3)の全てを |
| | | 満たす者。 |
| | | |
| | | │ (Ⅰ)対象となる一種免許状、二種免許状もしくは専修免許状を有する者又は令和7年 │ |
| | | 3月3 日までに確実に取得できる見込みの者。ただし、特別支援学校教諭(音楽・ |
| | | 美術・技術)については、特別支援学校の免許状を有していない者でも、中学校(音 |
| | | 楽・美術・技術)、高等学校(音楽・美術)のいずれかの普通免許状を有する者又は |
| | | 令和7年3月31日までに確実に取得できる見込みの者も可とする。 |
| | | (2)「長崎県が求める教師像」に相応する資質・能力を有する者。 |
| | | |
| | | (3)学業成績が優秀である者。 |

4 特別採用選考の詳細

【共通事項】

- ① **電子申請に加えて**、各特別採用選考の申請手続きに従って申請すること。申請書及び各種様式は、 教員採用試験ホームページからダウンロードすること。
- ② 下記の特別採用選考の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、**特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する**。なお、審査の結果、特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般選考での受験となる((注)【共通受験資格】を満たす者に限る)。

【障害者特別採用選考】

- ① 採用予定者数は 20 名とする。なお、選考については、一般選考と分けて行う。
- ② 「障害者特別採用選考申請書」を出願期間内に郵送にて提出すること。申請書用紙の郵送を希望する場合は、返信用封筒 [長形3号(12.0cm×23.5cm)、返信先記入の上、84 円郵便切手貼付] を添えて、長崎県教育庁高校教育課に請求すること。
- ③ 申請書の記載内容により、必要に応じ、受験上の配慮をする(下表参照)。また、実技の免除等も審査の上、行う。

筆記試験・実技試験において提供可能な合理的配慮の例

点字受験、拡大鏡の使用、問題用紙等の拡大、試験時間の延長、手話通訳者の派遣、 補聴器等の聴覚補助具の使用、パソコン等の使用、試験会場・机等の配慮、別室受験 など

【A】離島教育特別採用選考

- ① 採用予定者数は、4名程度とする。なお、本特別採用選考で合格しない場合は、一般選考の対象となる。
- ② 電子申請の際に、「離島教育特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。

【B】特定教科(情報)特別採用選考

- ① 採用予定者数は、高等学校教諭(情報)の採用予定者数に含む。
- ② 普通免許状を有しない者も出願できる(特別免許状による採用)。合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること(別表 | 参照)。
- ③ 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」及び「実務経験証明書」を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【C】社会人特別採用選考

- ① 小学校・中学校教諭志願者については、合格後2年以内(令和9年3月31日まで)に志願する校 種・教科の普通免許状を取得見込みの者も出願できる。
- ② 電子申請の際に、「社会人特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。また、上記①の者 については、名簿登載期間更新制度についても併せて申請すること(「名簿登載期間更新制度」参照)。
- ③ 選考上の特別措置として、第1次試験の教職・一般教養試験を免除する。

④ 第2次選考の合格者には、職歴確認のため「在職証明書」の提出を求める。

【D】英語資格等保有者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、中学校・高等学校教諭(英語)のそれぞれの採用予定者数に含む。
- ② 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を出願期間内に郵送にて提出すること。ただし、資格試験については、平成3|年4月|日以降に受験した試験を対象とする。
- ③ 申請要件 (2) により出願する者は、「実務経験証明書(英語を使用した業務に従事していることが 分かる書類)」も併せて出願期間内に郵送にて提出すること。また、合格後、勤務した学校又は企業 等からの推薦状を郵送にて提出すること(別表 | 参照)。
- ④ 申請要件(4)により受験を希望する者は、単位の取得やインターンシップの実施について事前に大学に確認し、不明な点等がある場合は大学を通じて高校教育課(095-894-3358)に問い合わせること。また、第2次選考に合格した者は、令和6年|2月末までに大学作成の「学力に関する証明書」及び「推薦書」を提出すること。
- ⑤ 各申請要件別の「選考上の特別措置」及び「出願及び採用の取扱い」については、下表のとおりと する。

| | 申請要件 | 選考上の特別措置 | 出願及び採用の取扱い |
|---|------|--------------------|-----------------------------|
| | (1) | 第1次試験の全てを免除する。 | |
| | (2) | 第1人試験の主(を允除する。 | 普通免許状を有しない者も出願可。特別免許状による採用。 |
| | (3) | 第1次試験の教職・一般教養試 | 臨時免許状による採用。 |
| Γ | (4) | 験を免除する。 | 普通免許状を有しない者も出願可。臨時免許状による採用。 |

(注)特別免許状・臨時免許状による採用については、別表 I・2を併せて確認すること。

<別表3> CEFR B2 相当について

| 検定名称 | 実施団体 | 基準 | 備考 |
|-------------------|----------------|------------------|--------------|
| 実用英語技能検定 | | | |
| 英検 S-CBT | 日本英語検定協会 | 級又は準 級合格者 | 英検 IBA は不可 |
| 英検 CBT | | | |
| TOEIC Listening & | 国際ビジネスコミュニケー | 785 点以上取得者 | IP テストオンラインは |
| Reading Test | ション協会 | 785 点以工以行名 | 不可 |
| TOEFL iBT | 国際教育交換協議会 | 72 点以上取得者 | |
| ケンブリッジ英語検定 | 日本ケンブリッジ英語検定 | 160 点以上取得者 | |
| | 機構 | | |
| GTEC | ベネッセコーポレーション | 1190 点以上取得者 | アセスメント版は不可 |
| IELTS | ブリティッシュ・カウンシル、 | 5.5 以上取得者 | |
| ILLIS | 日本英語検定協会 | 5.5 次工权符有 | |
| TEAP | 日本英語検定協会 | 309 点以上取得者 | |
| TEAP CBT | 日本英語検定協会 | 600 点以上取得者 | _ |

【E】本県本務教員退職者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、各校種・職・教科の採用予定者数に含む。
- ② 申請要件を満たすことを明らかにする「自己申告書」を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ③ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【F】理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、 | 名程度とする。
- ② 普通免許状を有しない者も出願できる(特別免許状による採用)。合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること(別表 | 参照)。
- ③ 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」及び「実務経験証明書」(重症 心身障害児(者)の臨床に従事していることが分かる書類)を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【G】スポーツ指導者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、若干名とする(採用予定者数の | 割以内)。
- ② 「スポーツ指導者特別採用選考申請書」及び申請要件を満たすことを明らかにする書類(大会要項の写し、賞状の写し(A4判に縮小すること)、競技団体が発行する成績証明書等)を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ③ 選考上の特別措置として、第 | 次試験の教職・一般教養試験を免除する。なお、高等学校教諭(保健体育)志願者は、第 | 次試験の実技試験も免除する。

【H】大学推薦特別採用選考

① 採用予定者数は、各校種・教科の採用予定者数に含む。

- ② 別途定める「大学推薦特別採用選考」実施要項(教員採用試験ホームページに掲載)を参照すること。また、所属の大学が推薦指定校であるかを大学担当者に確認の上、手続きをすること。
- ③ 大学での手続きに加え、出願期間内に必ず電子申請も行うこと。
- ④ 選考上の特別措置として、第 | 次試験の全てを免除する。なお、中学校教諭(技術・家庭)については、第 2 次試験の実技試験も免除する。

5 免除申請

下記の区分の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、**免除の可否については受験票 により通知する**。なお、下記の区分の重複申請は認めない。また、特別採用選考との重複申請については、「特別採用選考と免除申請の重複申請」を参照すること。

| 区分 | 対象 | 直復甲請」を参照すること。 申請要件 | 免除内容 |
|----|---|---|---|
| 体免 | 中学校·高等学校教諭 (保健体育) 志願者 | 国際レベルの大会(オリンピック大会、アジア大会等) に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あ るいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた 者。 | 第 次試験の全て 又は教職・一般教養 試験 |
| 特免 | 高等学校教諭 (保健体育を <u>除く</u>) 志願者 | 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。 (1)スポーツの分野において、国際レベルの大会(オリンピック、アジア大会等)に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において、優秀な成績を収めた者。 (2)文化・芸術の分野において、国際レベルのコンクール・展覧会等に日本代表もしくはこれに準ずる資格により出場した者、又は全国レベルのコンクール・展覧会等において、優秀な成績を収めた者。 ※(1)・(2)ともに高校以降の実績に限る。また、団体種目にあっては、メンバー登録された者に限る。 | 第 次試験の教職 ・一般教養試験 |
| 臨免 | 全ての校種・職の 志願者 (栄養教諭を <u>除く</u>) | 令和5年度において、本県国公立学校に教員として 臨時的に任用され、優秀と認められた者のうち、令和 6年度において、本県国公立学校に教員として臨時的 に任用された者(非常勤講師及び任期付短時間勤務職 員を含む)について、第 1 次試験の教職・一般教養試 験を免除する。 さらに、上記の者のうち、令和4、5年度において、 本県国公立学校に教員として臨時的に任用され、審査 の結果、特に優秀と認められた者については、第 1 次 試験の全てを免除する(ただし、小学校教諭・中学校 教諭・特別支援学校教諭志願者に限る)。 | 第 次試験の全て 又は教職・一般教養 試験 |
| 本免 | 全ての校種・職の 国公立学校本務教員 (栄養教諭を <u>除く</u>) | 令和6年4月 日時点において、他自治体の国公立学校本務教員で、受験する校種・職、教科・科目と同一の本務教員経験を2年以上有しており、令和6年度末まで他自治体で国公立学校本務教員として勤務を継続する者。 | 【小学校教諭】 【中学校教諭】 【特別支援学校教諭】 【養護教諭】 第1次第段 第2次第 実技試験 【高等学校教諭】 第1次教養試験 第1次教養試験 |
| 通免 | 小学校教諭・ 中学校教諭志願者 高等学校教諭・ 特別支援学校教諭・ 養護教諭志願者 | 令和7年度採用選考試験(小学校・中学校教諭)の第 I 次試験の全てを免除する「通知書」が発行された者。 ただし、令和6年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一校種、教科・科目を受験する者に限る。 令和6年度採用選考試験の第2次試験結果通知において区分Ⅱ合格後、名簿登載されなかった者。ただし、 令和6年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一 校種・職、教科・科目を受験する者に限る。 | 第1次試験の全て |

- (注)【体免】中学校・高等学校教諭(保健体育) 志願者に関する免除申請
 - 【特免】特別な分野に関する免除申請
 - 【臨免】臨時的任用等教員に関する免除申請
 - 【本免】国公立学校本務教員に関する免除申請
 - 【通免】前年度選考試験の結果通知に関する免除申請

【申請手続き】

電子申請に加えて、各区分の申請手続きに従って申請すること。各種申請書及び様式は、教員採用試験ホームページからダウンロードし、郵送の場合は両面印刷(両面コピー)で提出すること。

| 区分 | 申請手続き |
|--------|--|
| | 「免除申請書(体免)」及び要件に係る大会の賞状の写し(A4判に縮小すること)又は競技団体が |
| 体免 | 発行する成績証明書、あるいは日本代表として出場したことを証明する書類を出願期間内に郵送にて |
| | 提出すること。 |
| | 「免除申請書(特免)」及び要件に係る大会の賞状等の写し(A4判に縮小すること)又は競技団体 |
| 特免 | 等が発行する成績証明書、あるいは選手等として出場したことを証明する書類を出願期間内に郵送に |
| | て提出すること。 |
| 臨免 | 「免除申請書(臨免)」に必要事項を記入し、 <u>4月 6 日(火)までに</u> 現在勤務する学校の校長あて |
| μш / С | 提出すること。 |
| | 電子申請の際に「免除申請書(本免)」を添付書類として送信すること。オンライン受験は、長崎会 |
| 本免 | 場受験と出願期間や試験日が異なっているため注意すること(「出願手続き・受験票の交付」、「第2 |
| | 次試験」参照)。なお、長崎会場受験とオンライン受験の重複受験はできない。 |
| | 以下のものを出願期間内に郵送にて提出すること。 |
| | ・小学校・中学校教諭志願者は「通知書」の写し |
| | ・小学校・中学校教諭以外の志願者は「令和6年度長崎県公立学校教員採用選考試験第2次選考結果 |
| | に係る通知書」の写し |
| 通免 | ・写真票(写真[縦4㎝×横3㎝、受験票に貼付する写真と同じもの]を貼付の上、必要事項を記入 |
| | したもの) |
| | ・返信用封筒 通[角形2号(24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き)、返信先を記入(7月 |
| | 下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。また、「~行」と書かず「~様」とすること)の上、 |
| | 郵便切手 300 円分を貼付しておくこと] |

6 特別採用選考と免除申請の重複申請

特別採用選考及び免除申請については、別表4・5に示す I ~ Ⅲ群間での重複申請はできる。ただし、 Ⅲ群内の重複申請はできない。

<別表4>

| 群 | 種別 |
|----|--|
| I群 | 【障特】障害者特別採用選考 |
| Ⅱ群 | 【離特】離島教育特別採用選考 |
| | 【情特】特定教科(情報)特別採用選考 【社特】社会人特別採用選考 |
| | 【英特】英語資格等保有者特別採用選考 |
| Ⅲ群 | 【本特】本県本務教員退職者特別採用選考 【理特】理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考 |
| | 【ス特】スポーツ指導者特別採用選考 |
| | 【推特】大学推薦特別採用選考 |
| | 【免除】各種免除申請 ※「免除申請」を参照 |

<別表5>

| \n\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | | | | | | | | | |
|--|----|--------|----|----|----|----------|----|----|----------|----------|
| 志願校種・職 | I群 | 群 工群 | | | | | | | | |
| 心腺性で地 | 障特 | 離特 | 情特 | 社特 | 英特 | 本特 | 理特 | ス特 | 推特 | 免除 |
| 小学校教諭 | • | | | • | | • | | | • | * |
| 中学校教諭 | • | | | • | • | • | | | • | • |
| 高等学校教諭 | • | | • | • | • | • | | • | • | • |
| 特別支援学校教諭 | • | | | • | | * | • | | * | * |
| 養護教諭 | • | | | • | | • | | | | • |
| 栄養教諭 | • | | | | | | | | | |

(注) ●・■・◆のうち、同じ記号は | つだけ選択可。例えば、小学校教諭志願者の場合、【障特】+【離特】+【社特】の重複申請はできるが、【社特】+【免除】のようなⅢ群内での重複申請はできない。

7 加点制度

下記の志願校種でそれぞれの要件を満たす者については、加点申請により、第 | 次試験に加点する。<u>加点は最大で2項目、合計6点まで</u>とする(同一項目内での複数申請は不可)。なお、一部については、<u>令</u>和7年3月3|日までに取得見込みの者も申請ができる。ただし、対象の免許状又は資格が取得できなかった場合は、第 2 次試験に合格していても、<u>内定及び採用候補者名簿への登載を取り消す場合がある</u>ので注意すること。

【加点申請ができる校種・職・要件及び加点される点数】

| TOP METHOD CC STATE AND STITLE OF METHOD MANAGEMENT AND STATE OF METHOD | | | | 志願校種・職及び加点 | | | | | | | |
|--|--|-------------|-----|------------|---------------|---------------------|------|------|--|--|--|
| | 申 請 要 件 | 小 学 校 | 中学校 | 高等学校 | 特別支 特 A | 援学校 特 B | 養護教諭 | 栄養教諭 | | | |
| (1) | 司書教諭の資格を有する者又は取得見込みの者。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| 2 | 大学院を修了した者又は大学院に在学している者。 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | | | |
| 3 | 英検2級以上、TOEFL(iBT)61点以上又はTOEIC(L&R)550点以上のいずれかを有する者。 ※受験期日は問わない。 CEFR B2相当の英語の語学力を証明する資格を有する者(別表3参照)。 | 3 | 英語 | 英語 | | 小学校 3 中高英語 | | | | | |
| | ※平成31年4月1日以降に受験した試験を対象とする。 | | 3 | 3 | | 3 | | | | | |
| 4 | 特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込み の者。 | 3 | 3 | 3 | | | | | | | |
| ⑤ | 小学校・中学校両方の免許を有する者又は取得見込みの 者。 | 3 | ω | | | | | | | | |
| 6 | 複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者又は取得見 込みの者。 | | 3 | | | 中学校 3 | | | | | |
| 7 | 志願教科以外に、中学校教諭普通免許状「音楽・美術・技 術・家庭のいずれか」を有する者又は取得見込みの者。 | 6 | 6 | | | | | | | | |
| 8 | 高等学校教諭志願者(情報以外)で、高等学校教諭普通免 許状「情報」を有する者又は取得見込みの者。 | | | 情報以外 | | 高等学校 (情報以外) 3 | | | | | |
| 9 | 高等学校教諭志願者(福祉以外)で、高等学校教諭普通免 許状「福祉」を有する者又は取得見込みの者。 | | | 福祉以外 | | | | | | | |
| (1) | 特別支援学校教諭(小学部)志願者で、中学校教諭又は高 等学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。 | | | | 小学部 3 | 小学部 3 | | | | | |
| 0 | 特別支援学校教諭(中学部・高等部)志願者で、小学校教 諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。 | | | | 中高等部 | 中高等部 | | | | | |
| (2) | 視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭 普通免許状を有する者又は取得見込みの者。 | | | | 3 | 3 | | | | | |
| (3) | 聴覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭 普通免許状を有する者又は取得見込みの者。 | | | | 3 | 3 | | | | | |
| (4) | 「臨床心理士」又は「公認心理師」の資格を有する者。 | | | | 3 | 3 | | | | | |
| (5) | 「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」のいずれ かの資格を有する者。 | | | | 3 | 3 | | | | | |
| (6) | 「看護師」の免許状を有する者。 | | | | | | 3 | | | | |
| (7) | 「管理栄養士」の資格を有する者。 | | | | | | | 3 | | | |
| (8) | 小学校教諭志願者(離島教育特別採用選考)で、大学又は 大学院において(科目等履修生を含む)、「複式教育論」「小 規模教育論」などの科目の単位を取得している者。 | 離島 3 | | | | | | | | | |

【加点申請手続き】

出願時の電子申請システムからの入力に加え、第**|次試験当日**に、「加点申請書」及び各要件を証明する下記の書類の原本を提出すること(「加点申請書」は、教員採用試験ホームページからダウンロードする)。

①については「修了証書」又は「取得見込み証明書」、②については「大学院修了証明書」又は「在学証明書」、③については「合格証」や「認定証」等、その資格を証明するものを提出すること。④~⑰については、それぞれの免許状又は受講中であることを証明するものを提出すること。なお、⑥については、厚生労働省発行の「登録済証明書(看護師籍)」も可とする。⑧については、申請者に対して別途連絡する。

8 出願手続き・受験票の交付

(1) 出願方法

原則として、インターネットを利用した電子申請で出願すること。

なお、郵送の場合は、願書(両面印刷)、各種申請書(該当者のみ)を教員採用試験ホームページからダウンロードして作成し、封筒[角形2号(24.0cm×33.2cm)]に入れ、封筒の表に志願校種・職、教科・科目を記入の上、必ず**簡易書留**で送ること。

- ※1 身体的な事情により受験に際して配慮を必要とする場合は、該当欄にその旨を入力すること。
- ※2 高等学校教諭(国語・英語)の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、電子申請に加えて、中国語又は韓国語の能力を証明するものを出願期間内に郵送すること。
- ●長崎県電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_initDisplay.action

(2) 出願先(校種・職に関わらず下記に提出すること)

〒850-8570 長崎市尾上町3番 | 号 長崎県教育庁 高校教育課 県立学校人事班

- ※ 実施要項の郵送を希望する場合は、返信用封筒 [角形2号(24.0cm×33.2cm)、返信先記入、 210円郵便切手貼付]を添えて、上記に申し込むこと。
- (3) 出願期間

令和6年4月15日(月)午前10時 ~ 4月25日(木)午後5時まで

(郵送の場合は、4月25日(木)までの消印有効)

※ ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第2次試験のオンライン受験を希望する者は、 以下の期間とする。

令和6年5月15日(水)午前10時 ~ 7月26日(金)午後5時まで

(郵送の場合は、7月26日(金)必着)

- (4) 受験票の交付
 - 令和6年5月17日(金)発送予定
 - ※ I ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第 2 次試験のオンライン受験を希望する者は、 令和 6 年 7 月 3 I 日 (水) 発送予定。
 - ※2 受験票が発送予定日後2週間以内に到着しない場合や、記載内容に不備等がある場合は、すみやかに高校教育課(オンライン受験については義務教育課)まで連絡すること。

9 第1次試験

(1)期日及び試験会場等

| 期 日 | | 試 験 会 場 | |
|----------|---------------|-----------------|-------------------|
| 令和6年 | 長崎県立長崎西高等学校 | 長崎市竹の久保町 2-9 | TEL: 095-861-5106 |
| 6月16日(日) | 長崎県立長崎北陽台高等学校 | 西彼杵郡長与町高田郷 3672 | TEL: 095-883-6844 |

| | | 間 | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---------|------|--------|-------------|-------|-------------|-------|-----------|------|-------------------------|---------|------|--|--|---------|
| 校租 | ・職 | IFIJ | 9:0 | 00 9: | 50 10 | :40 | 1 | 1:30 12 | 2:00 | 12:50 | | | | | |
| 小 | 学校 | 教 諭 | | | | 専門教科・科目 | (80) | | | | | | | | |
| 中 | 学校 | 教 諭 | | | | 専門教科・科目 | (80) | | | | | | | | |
| | 音・美 | ・保体 | T/ | 406 | 71- | 専門教科・科目 | (50) | オリエンテーション | | 実 技 | | | | | |
| - | 英 | 語 | 受 付 | 教 職 | 休 | 専門教科・科目 | (80) | | 昼 | 英会話カテスト | | | | | |
| 高 | 高等学校教諭 | | | 専門教科・科目(80) | | | | | | | | | | | |
| | 音・美 | ・保体 | • | 般 | | 専門教科・科目 | (50) | オリエンテーション | | 実 技 | | | | | |
| | 英 | 語 | 諸 | 教 | 教 | 教 | 教 | 教 | 教 | | 専門教科・科目 | (80) | | | 英会話カテスト |
| 4±101- | + 体出长井沙 | 特A | 注意 | 養 (50) | 憩 | 専門教科・科目 | (80) | | 食 | | | | | | |
| 行列3 | 支援学校教諭 | 特B | 应 | (50) | 753 | 出願時に希望した教科・ | ・科目と同 | じ(実技も含む) | | 出願時に希望した教科・科目と同じ(実技も含む) | | | | | |
| 養 | 護教 | 対 諭 | | | | 専門教科・科目(80) | | | | | | | | | |
| 栄 | 養教 | 対 諭 | | | | 専門教科・科目 | (80) | | | | | | | | |

- (注) ① 試験会場と集合時刻については、受験票により通知する。
 - ② 試験会場への電話による問い合わせは、試験当日のみとする。
 - ③ 高等学校教諭(国語・英語)の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望 する者についても、全て高等学校国語科、英語科教諭と同じ試験を受験すること。
 - ④ 特別支援学校教諭の志願者で、受験区分「特B」を選択する者は、出願時に選択した教科・科目と同じ試験(実技試験も含む)を受験すること。

- ⑤ 不正防止の観点から、通信機能を備えたウェアラブル端末腕時計は不可とする。
- ⑥ 各試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、会場周辺の 公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。
- (2)筆記試験内容

| 試験 | | 筆 記 : | 試 縣 | 美 の | 内 | 容 | 等 | | |
|-----------|-------------------------------|--|-----|--|---|----|------------|--|--|
| 校種・職 | 教職・一般教養 | | 専 | . 門 教 | 科 | ・科 | 目 | | |
| 小 学 校 教 諭 | | 小学校の全教 | :科 | | | | | | |
| 中学校教諭 | | 志願した教科(英語受験者はリスニングを含む) | | | | | | | |
| 高等学校教諭 | 教育原理・教育 心理・教育法規 等教職に関する | 志願した教科又は科目(英語受験者はリスニングを含む) ※ 地理歴史・公民・理科・工業については、専門科目の他に、その教科全般の問題も課す(地理歴史は公民、公民は地理歴史も含む)。 | | | | | 、専門科目の他に、そ | | |
| | もの、及び教員 に必要な一般的 | 受験区分 | 特Α | 特別支援教育に関する内容 | | | 内容 | | |
| 特別支援学校教諭 | 教養 | 特A又は特Bの いずれかを選択 | 特B | 小学校・中学校・高等学校で実施する専門教 科・科目のいずれか つ(実技試験も含む) | | | | | |
| 養 護 教 諭 | | 養護教諭に関する内容 | | | | | | | |
| 栄 養 教 諭 | | 栄養教諭に関する内容 | | | | | | | |

(3) 実技試験及び英会話カテスト内容

| (3) 実技試験及び英会話カテスト内容 | | | |
|----------------------|--|--|--|
| 校種・職 | 実 技 試 験 の 内 容 等 | | |
| 中学校・高等学校 教諭(音楽) | ○ 必須・・・弾き歌い 中学校・・・中学校学習指導要領(平成29年告示)解説音楽編107ページ(ウ)に示してある共通教材より事前に3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。 高等学校・・・「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。 ○ 選択・・・次の1~Ⅲの中から1つを選択する。 ○ 選択項目 内容 Ⅰ ピアノ 任意の1曲 Ⅱ 声楽 任意の1曲 ※ 声楽、器楽において伴奏を希望する場合は、原則として受験者による相互伴奏とする(必要な伴奏楽譜等は持参すること)。ただし、予め伴奏を録音したCDを作成して持参し、そのCD伴奏で演奏することも可とする(CDプレーヤーは県教育委員会で準備するが、パソコン等で録音した音源は通常のCDプレーヤーで再生できないことがあるので注意すること)。 | | |
| 中学校・高等学校 教諭(美術) | ○ 水彩画〔提示される対象を描く〕○ 水彩道具、カルトン、イーゼル、クリップ、鉛筆等、制作に必要な道具類は、受験者持参とする。○ 水彩紙(四つ切)は、県教育委員会で準備する。 | | |
| 中学校・高等学校 教諭(保健体育) | ○ 水彩紙(四つ切)は、県教育委員会で準備する。 ○ 必須…水泳 ○ 選択…次の I 群~Ⅲ群の中からそれぞれ 種目選択する。 I 群 (器械運動 [マット運動]、陸上競技 [ハードル走]) II 群 (バレーボール、バスケットボール、ソフトボール) III 群 (ズレーボール、バスケットボール、ソフトボール) III (柔道、剣道、ダンス) ※ 上記のいずれについても、それぞれの運動ができる服装等を準備すること。 (柔道選択者で、柔道衣の下にTシャツを着用する場合は、白を着用すること) (水泳会場までの移動は、サンダル、Tシャツ、ハーフパンツを使用すること) ※ 柔道衣、竹刀・防具類、グラブ等の用具は各自で準備すること。 | | |
| 中学校・高等学校 教諭 (英語) | 外国語指導助手の進行により、討論形式で英会話カテストを行う(25 分程度)。 | | |

(4) 試験当日に持参すべきもの

| 持参すべきもの | 注 意 事 項 |
|---|--|
| 受験票 | 5月下旬に送付されるので、写真 [縦4cm×横3cm、令和6年4月以降に撮影したもの] を貼付しておくこと。 |
| 写真票 | ダウンロードした写真票に、写真 [縦4cm×横3cm、受験票に貼付する 写真と同じもの]を貼付の上、必要事項を記入しておくこと。 |
| 返信用封筒 通 [角形 2 号(24.0cm×33.2cm、 糊又は両面テープ付き)] | 返信先を記入(「~行」と書かず「~様」とする)の上、郵便切手 300 円分を貼付しておくこと。 ※ 第 次選考の結果通知書送付用の封筒となるので、7月下旬に確実 に受け取れる住所を記入すること。 |
| 加点申請書及び加点申請に 係る書類の原本 | 加点申請をした者は、加点申請書及びそれぞれの要件を証明する書類の原本を持参し、試験会場で提出すること(「加点制度」参照)。本部で確認後、試験当日に返却する。 ※ 改姓している場合は、改姓を証明できるものを持参すること。 ※ 免許・資格等を取得見込みで加点申請をした者は、受講中であることを証明する書類を提出すること。 |
| 時計 | 計時機能のみのものとする(通信機能付ウェアラブル端末腕時計は不可)。 |

(注) 上記の他、各校種・職及び教科・科目において特に必要な物品がある場合は、後日、教員採用試験ホームページに掲載するので、確認の上、当日持参すること。

(5) 第1次選考結果の通知

受験者全員に通知書を発送する(令和6年7月 19 日(金)発送予定)。7月 24 日(水)までに 通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。

併せて、教員採用試験ホームページにも合格者の受験番号を掲載する(7月 19日(金)午前 10時予定)。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

10 第2次試験

- (1) 第2次試験を受験するよう通知された者のみ試験を受験する。
- (2) 会場・期日・試験内容

| 長崎県教育センター会場受験 オンライン受験(注②) 令和6年8月21日(水)~9月2日(月) 令和6年8月24日(土) 令和6年8月24日(土) ① 適性検査(オンラインによる事前受検) ② 個人面接 ② 個人面接 ② 個人面接 ③ 個人面接 (教科に関する課題面接を含む) ② 個人面接(教科に関する課題面接を含む) ○ ② 個人面接(教科に関する課題面接を含む) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | (乙) 云坳 | ・期口・試験内谷 | |
|---|--------|--|---|
| 明日 のうち指定された 日又は2日(注①) ① 適性検査(オンラインによる事前受検) ② 個人面接 【小学校教諭・中学校教諭】 ・教科に関する課題面接を含む。 【高等学校教諭・特別支援学校教諭】 ・教科等に関する模擬授業を含む。 ・高等学校教諭(英語)志願者は、英語による質疑応答を含む。 【養護教諭】 ・児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む。 【栄養教諭】 ・学校給食管理や食に関する指導等に関する課題面接を含む。 ③ 実技試験(中学校「技術」「家庭」、高等学 | 会場 | 長崎県教育センター会場受験 | オンライン受験(注②) |
| ② 個人面接 【小学校教諭・中学校教諭】 ・教科に関する課題面接を含む。 【高等学校教諭・特別支援学校教諭】 ・教科等に関する模擬授業を含む。 ・高等学校教諭(英語)志願者は、英語による質疑応答を含む。 【養護教諭】 ・児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む。 【栄養教諭】 ・学校給食管理や食に関する指導等に関する課題面接を含む。 ③ 実技試験(中学校「技術」「家庭」、高等学 | 期日 | | , |
| | 試験内容 | ② 個人面接 【小学校教諭・中学校教諭】 ・教科に関する課題面接を含む。 【高等学校教諭・特別支援学校教諭】 ・教科等に関する模擬党業を含む。 ・高よる質疑応答を含む。 【養護報』 ・児童生徒への対応・技能等に関する課題 面接を含む。 【栄養教諭】 ・学校給食管理や食に関する指導等に関する課題面接を含む。 【栄養教諭】 ・学校給食管理や食に関する指導等に関する課題面接を含む。 、実技試験(中学校「技術」「家庭」、高等学 | |

- (注) ① 中学校「技術」「家庭」、高等学校「家庭」「看護」受験者は、実技試験実施のため指定された日 を含む2日。
 - ② 小学校・中学校の「本免」申請者を対象とする(「本免」参照)。
- (3) その他
 - ① 第2次試験時に提出すべき書類や上記実技試験の準備物及び適性検査の受検方法については、 第2次試験の受験通知と併せて通知する。
 - ② 試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。
- (4) 第2次選考結果の通知

受験者全員に通知書を発送する(令和6年 10 月4日(金)発送予定)。10 月9日(水)までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。

併せて、教員採用試験ホームページにも合格者の受験番号を掲載する(10月4日(金)午前 10 時予定)。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

11 試験の評価・選考方法

(1) 評価及び評価の観点

| | 試験 | 評価 | 観 点 |
|------------|-----------|-------------------------------------|---|
| KH | 教職・一般教養試験 | 50 点満点 | |
| 第 | 専門教科・科目試験 | 100 点満点(音・美・体 以外) 50 点満点(音・美・体) | ○知識 ○理解 |
| 次試 | 実技試験 | 75 点満点(中:音・美・体) 100 点満点(高:音・美・体) | ○技能 ○態度 ○知識(体) ○表現(音・美) |
| 験 | 英会話カテスト | 15 点満点(中英・高英) | ○技能 ○態度 ○知識 ○表現 |

| | 試験 | 評価 | 観 点 |
|-------|--|--------------------------------|--|
| | 実技試験 | A~Eの5段階評価 (中技・中家・高家・ 高看) | ○技能 ○態度 ○知識 ○表現(技・家) ○適性(看) |
| 第2次試験 | 小学校教諭・中学校教諭 個人面接(教科に関する課題面接を含む) 高等学校教諭・特別支援学校教諭 個人面接(教科等に関する模擬授業を含む) 養護教諭 個人面接(児童生徒への対応・技能等に関 する課題面接を含む) 栄養教諭 個人面接(学校給食管理や食に関する指導 等に関する課題面接を含む) | Ⅰ0~ⅠのⅡ0段階評価 | ○適性○意欲○社会性○指導力○専門性 |

(2) 選考方法

第 | 次選考:第 | 次試験及び提出書類を資料として総合的に選考する。

第2次選考:第1次試験、第2次試験及び適性検査、提出書類を資料として総合的に選考する。

12 公開·開示

- (1) 第 | 次試験の教職・一般教養、専門教科・科目試験の問題・解答例・配点については、過去5年分を県民センター(TEL:095-826-0141)等で公開している(教職・一般教養については、教員採用試験ホームページでも公開)。また、第2次試験の実技試験、課題面接及び模擬授業の問題については、過去5年分を県民センター等で公開している。
- (2) 第 | 次試験(教職・一般教養、専門教科・科目、実技)の得点及び A ~ Dの4段階で示した第 | 次選考の総合判定ランク、第 2 次試験(実技、個人面接)の段階評価及び A ~ Cの3段階で示した第 2 次選考の総合判定ランクを希望者に通知する。
- (3)令和7年度選考試験の第2次試験不合格者の中で下表に該当する者については、令和8年度採用選考 試験の第1次試験を免除する。ただし、令和7年度に受験した第2次試験と同一校種・職、教科・科目 を受験する者に限る。免除対象者には、第2次試験選考結果通知にて知らせる。

| 区分 | 校種・職 | 対象となる志願者 | 免除内容 |
|-------|--------------------|---|------------------|
| 小学校教諭 | | 令和7年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者。また、中学校教諭志願者で小学校を第2志望とした者については、小学校教諭普通免許状を取得又は取得見込みの者。ただし、令和7年度本県公立学校臨時的任用教員志願書を提出した者(非常勤講師を含む)。 | 第1次試験の全て |
| | 中学校教諭 栄養教諭 | 令和7年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者。ただし、令和7年度本県公立学校臨時的 任用教員志願書を提出した者(非常勤講師を含む)。 | 第一次試験の主 し |
| | 高等学校教諭 特別支援学校教諭 | 令和7年度選考試験の「区分Ⅱ」合格者のうち、名簿 登載されなかった者。 | |
| | 養護教諭(全ての校種) | 旦界でもいまり、ノルコ。 | |

13 登載・任用

合格者は、長崎県公立学校教員採用候補者名簿に登載し、任用はこの中から選考して行う。

(1) 名簿登載期間

| 校種・職 | 区分 | 名簿登載期間 |
|-------------------------|----|---------------------------|
| 小学校教諭 中学校教諭 栄養教諭 | I | 名簿登載日から令和8年3月31日まで |
| 高等学校教諭 | I | 名簿登載日から令和8年3月3 日まで |
| 特別支援学校教諭 養護教諭(全ての校種) | П | 名簿登載日から令和6年 2 月 3 日まで |

(2) 任用

| 校種・職 | 区分 | 任用について |
|-----------------------------------|----|---|
| 小学校教諭 中学校教諭 栄養教諭 | I | 原則として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに任用する。 |
| | I | 原則として、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに任用する。 |
| 高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭(全ての校種) | П | (Ⅰ)の区分Ⅱに示す名簿登載期間に、区分Ⅰの合格者に辞退者が出た場合又は定年退職以外の退職希望者が生じた場合に、区分Ⅱの合格者の中から順に区分Ⅰとして扱い、令和7年4月Ⅰ日から令和8年3月3Ⅰ日までに任用する。 |

(3)「区分Ⅱ」の者のうち名簿登載されなかった者は、同一校種・職、教科・科目を受験する場合に限り、令和8年度採用選考試験の第Ⅰ次試験の全てを免除する。

14 名簿登載期間更新制度

令和7年度長崎県公立学校教員採用選考試験において採用候補者名簿に登載された者のうち、次のX~Zの場合に限り、名簿登載期間を | 年間延長できる。

【共通事項】

- ① 名簿登載期間更新の申請を希望する者は、出願時に願書の調査事項にその意志を明記する。
- ② 第2次選考結果通知で名簿登載期間更新申請の許可が与えられた場合は、令和6年 I2 月末までに申請手続きをすることができる。なお、この手続きをする場合は、令和7年度の採用を辞退することになる。また、名簿登載期間の更新申請の許可を与えるのは若干名とする。
- ③ 名簿登載期間の再度の更新は、令和7年 | 2 月下旬(予定)に書類及び面接による審査を行い、決定する(面接の日時や提出書類等については、令和7年 | | 月下旬までに別途通知する)。なお、複数年の申請を行う者は、 | 年ごとに更新申請をしなければならない。

【X】大学院進学予定又は大学院在籍に伴う名簿登載期間の更新

- ① 大学院進学予定者については、令和6年 I2 月末までに大学院の合格が確定した者に限る。ただし、 やむを得ない事情により期限内に手続きができない場合は長崎県教育委員会(志願校種・職の担当課) に連絡すること。
- ② 任用にあたっては、原則として大学院修了を条件とする。

【Y】妊娠・出産・育児に伴う名簿登載期間の更新

① 第2次試験合格後、妊娠等により新たに申請を希望する場合は、すみやかに長崎県教育委員会(志願 校種・職の担当課)に連絡すること。

【Z】合格後2年以内に普通免許状を取得見込みの者の名簿登載期間の更新

- ① 小学校・中学校教諭志願者のうち、社会人特別採用選考により合格した者に限る(「社会人特別採用 選考」参照)。
- ② 令和9年3月31日までに志願する校種·教科の普通免許状を取得できない場合は、採用を取り消す。 15 その他

(1) 中学校教諭志願者は小学校を第2志望とすることができる。

ただし、次の①~③について留意すること。

- ① 小学校教諭普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者とする。これにより小学校で合格した者は、教諭として採用する。
- ② 中学校第 | 次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第 2 次試験の受験対象者とする。
- ③ 中学校第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験合格とする。
- (2) 養護教諭志願者は高等学校看護教諭(助教諭)を第2志望とすることができる。

ただし、養護教諭普通免許状に加え、高等学校教諭普通免許状「看護」もしくは看護師免許を有する者に限る(令和7年3月31日までに取得見込みの者も可)。養護教諭普通免許状と看護師免許しか有しない場合は、臨時免許状による看護助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から看護教諭(特別免許状による)として任用する。また、看護教諭(助教諭)として採用し、原則6年間の任用後、養護教諭として任用することがある。

(3)この募集要項による選考審査で、採用予定者が確保できない校種、教科・科目等が生じた場合には、 別に特別選考を実施する場合がある。

号

弥卜

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第17号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。 令和6年4月9日

長崎県公安委員会委員長 安部 惠美子

| 法人の名称及び住所並 | 運転免許取得者等教育に使用する 施設の名称及び所在地 | |
|---|--|--------------------------------|
| 変更後 | 変更前 | |
| ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 亮 | ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 泰彦 | ・新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 |

長崎県公安委員会告示第18号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則(令和4年国家公安委員会規則第8号)第8条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。 令和6年4月9日

長崎県公安委員会委員長 安部 惠美子

| 法人の名称及び住所並 | 運転免許取得者等検査に使用する 施設の名称及び所在地 | |
|---|--|--------------------------------|
| 変更後 | 変更前 | |
| ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 亮 | ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 泰彦 | ・新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 |

長崎県公安委員会告示第19号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年4月9日

長崎県公安委員会委員長 安部 惠美子

| 法人の名称及び住所並 | 特定講習の業務を行う 事務所の名称及び所在地 | |
|---|--|--------------------------------|
| 変更後 | 変更前 | |
| ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 亮 | ・有限会社新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 ・松尾 泰彦 | ・新西海自動車学校 ・西海市西彼町上岳郷1238番地3 |

— 610 —